

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による事故ではないと判断した案件について（お知らせ）

平成26年10月17日
経済産業省商務流通グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに、製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成26年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではないと判断したのでお知らせします。また、併せて、被害が重大ではなかったことが判明した案件についてもお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省HP内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200690 平成24年12月4日(神奈川県) 平成25年4月1日	ガス衣類乾燥機(LP ガス用)	NH-G50A6	パナソニック株式会 社	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品内部及び 可燃物(衣類)を焼 損する火災が発生し た。	○使用者が、当該製品で衣類を約1時間乾燥させた後、まだ乾いていなかったために再度乾燥を開始したところ、乾燥開始から約1時間後に、回転中のドラムから異音が生じてドラム内の衣類が燃えた。 ○ドラム内に入っていた衣類の総重量は約7.5kgで、標準乾燥容量の5.0kgを上回っていた。 ○ドラム内にあった衣類の一部から油脂成分が検出された。 ○油脂成分が付着した経緯は特定できなかった。 ○ドラムの背面側に取り付けられているフィルターカバーやファンが溶融していた。 ○モーターの配線類は焼損しておらず、バーナー部にも異常は認められなかった。 ○安全装置である熱風サーミスターと排気サーミスターは、いずれも焼損していなかった。 ○焼損した部品を交換して製品の作動確認を行ったところ、安全装置を含む製品の作動に異常は認められなかった。 ●衣類に油脂成分が付着していた経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の作動に異常が認められないことから、ドラム内の衣類の量が標準乾燥容量を上回っていたためにドラム回転中に一部の衣類が密着状態となって油脂成分の酸化蓄熱が進み、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A201200951 平成25年2月15日(北海道) 平成25年2月25日	石油給湯機	UIB-3100TX3(FF)	株式会社コロナ	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発 生した。	○当該製品は本体内部よりも外部の方が焼損が著しかった。 ○電源コード及び本体内部の電気部品に発火した痕跡は認められなかった。 ○送油経路に油漏れはなく、バーナー部や熱交換器等に異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明 (製造時期から約21 年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A201201029 平成25年3月6日(千葉県) 平成25年3月19日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	RUS-V51RTA	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品の点火操作を行ったところ、爆発する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品からのガス漏れは認められなかった。 ○当該製品下側に取り付けられている電池ケース及び電子ユニットケースが焼損しており、焼損の度合いは、内部よりも外側が激しかった。 ○当該製品にはガスホースが接続されており、当該製品との接続部付近のガスホース表面に焦げ跡が認められ、ガスホースとの接続部からガス漏れが認められた。 ○ガスホースの接続口に取り付けられているパッキンが欠損していた。 ○当該製品にガスホースが接続された経緯については、誰が工事を行ったのかも含め、特定できなかった。 ●当該製品にガスホースが取り付けられた経緯が特定できなかったため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められず、ガスホースのパッキンに欠損が認められたことから、ガスホースのパッキンの欠損によって当該製品との接続部からガス漏れが発生して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201300207(継手ホース(LPガス用))と同一事故 ・使用期間:不明 (製造時期から約6年と推定)
4	A201300099 平成25年4月29日(埼玉県) 平成25年5月9日	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	M-7922	パール金属株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品に鉄板焼器を載せて使用中、消火してガスボンベを取り外したところ、漏洩したガスに引火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損、1名が火傷を負った。	○当該製品は、各口にガスボンベをねじ込んで直結する2口のガスコンロであった。 ○使用者は、当該製品全体を覆う大きさの鉄板を載せて当該製品を使用した。使用中、火力調節ができなくなったこととガスボンベの温まり方を気にしていたところ、左側バーナーの火が消えたため、右側の火が付いたまま左側のガスボンベを取り外した。その際、外したガスボンベから漏れ出たガスに右側バーナーの火が引火した。 ○事故発生から約2時間後に右側のガスボンベを外したところ、ガスが噴出した。 ○使用していたガスボンベは当該製品と同一ブランドの対応品であり、2本ともステムが溶融していた。 ○同等品に市販の鉄板(W600×D440mm)を載せて右バーナーのみ点火し、ガスボンベのステム近傍温度を計測したところ、点火後6分50秒でステム材質の熱変形温度である110℃に達した。 ●当該製品を鉄板で覆って使用したために強いふく射熱がガスボンベに加わりステムが溶融し、右側バーナーの火を消さずに左側ガスボンベを取り外したため、ガスボンベから漏れ出たガスに右側バーナーの火が引火し、火災に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201300130 平成25年5月9日(神奈川県) 平成25年5月20日	ガスこんろ(都市ガス用)	DG3108(ナステン レス株式会社(現 ナスラック株式会 社)ブランド:型式 NDG-3108	株式会社ハーマン (ナステンレス株 式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、 外出し戻ったところ、 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生していた。	○使用者は、当該製品のグリルバーナーに点火して魚を焼き始めたあと、そのまま外出した。 ○約50分後に使用者が帰宅したところ、グリル排気口付近より煙が出ていた。 ○事故品のグリル庫内と水入れ皿には、食材及び庫内に付着した油脂物が炭化するとともに、グリルケース内の左右側面及び奥面には過熱痕が確認された。 ○グリルケースの左側面が変色しており、その近傍にあった小コンロ用器具栓セットが熱の影響で破損し、器具栓防熱板に付着していた油脂が焼損した跡が確認された。 ●使用者が当該製品のグリルを点火したまま外出したために、グリルが異常高温となって内部の食材等が出火し、グリル近傍にあった器具栓防熱板に付着していた油脂等が燃えたものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま就寝や外出をしない。火をつけたまま離れない。」旨、記載されている。	
6	A201300145 平成25年5月3日(神奈川県) 平成25年5月27日	ガスこんろ(都市ガス用)	KGT-56D2	リンナイ株式会社	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発 生し、1名が火傷を 負った。	○当該製品は事故時に使用中であったが、使用状況の詳細については特定できなかった。 ○事故後、当該製品の傍らには焦げた鍋が落ちており、当該製品の火はついていた。 ○当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、正常に点火・消火操作を行うことができた。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A201300151 平成25年5月16日(群馬県) 平成25年5月27日	ガス栓(LPガス用)	YOF-200FGH(矢崎 総業株式会社(現 矢崎エナジーシス テム株式会社)ブラン ド)	大洋技研工業株式 会社(矢崎総業株式 会社(現 矢崎エナ ジーシステム株式会 社)ブランド)	(火災) 当該製品に接続した ガスこんろを使用 中、当該製品及び周 辺を焼損する火災が 発生した。	○当該製品はヒューズ機構付きの2口ガス栓であり、片側にガスこんろが接続されていた。 ○使用者は、当該製品の未使用の左側ガス栓のつまみを開いたが、ガスこんろが点火しないので、当該つまみを開いた状態で、ガスこんろに接続されている側のつまみを開いてガスこんろを点火し料理をしていた。 ○当該製品の未使用側ガス栓のホースエンドには、当該製品に付属のものではない一部が溶融した樹脂製キャップが取り付けられていた。 ○左右のガス栓の樹脂製つまみが焼損していたが、気密及びヒューズ性能等に異常は認められなかった。 ○左右のガス栓の内部のシール面、ゴムパッキン等には傷等の異常は認められなかった。 ●当該製品の気密及びヒューズ性能等に異常は認められなかったことから、樹脂キャップが取り付けられていた未使用側ガス栓のつまみを開いたまま、ガスこんろに接続されていた側のつまみを開いて調理を行ったため、樹脂キャップとホースエンド間から漏れたガスにガスこんろの火が引火し、事故に至ったものと推定される。	
8	A201300155 平成25年5月20日(北海道) 平成25年5月28日	石油給湯機	OQB-G405WFF	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品及び周辺 を汚損する火災が発 生した。	○当該製品の給排気筒トップが、外壁塗装工事に伴い養生シートで覆われていた。 ○当該製品の電気系統、燃焼系統及び燃料系統に異常は認められなかった。 ○当該製品の作動を確認した結果、着火状態や燃焼状態に異常は認められず、排気温度も正常値であった。 ●当該製品の給排気筒トップが、外壁塗装工事に伴い養生シートで覆われた状態で、使用者が当該製品を使用したため、異常燃焼を起こして給排気筒トップを覆っていた養生シートに着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「異常燃焼や火災の原因になるため、排気口・給排気筒トップのすぐ前に物を置かない。」旨、記載されている。	・使用期間: 不明 (製造年月から約9 年9か月と推定)
9	A201300160 平成25年5月27日(神奈川県) 平成25年5月30日	ガスこんろ(都市ガ ス用)	PD-K32V-L	パロマ工業株式会 社(現 株式会社パ ロマ)	(火災) 火災報知機が鳴動し たため確認すると、 当該製品から出火す る火災が発生してお り、当該製品及び周 辺を焼損した。	○使用者は事故の約1時間前まで当該製品を使用していたが、火災発生時には当該製品は使われていなかった。 ○ビルトイン型の当該製品の下には機器接続用ガス栓が取り付けられていた。 ○当該製品の底面部には、機器接続用ガス栓付近を中心にススが付着していた。 ○天板裏側にススの付着はなく、製品内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○機器接続用ガス栓が損傷し、ガスが漏れていた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められず、事故時にも使用されていなかったことから、機器接続用ガス栓から漏洩したガスに引火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201300231(ガス 栓(都市ガス用))と 同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A201300175 平成25年5月30日(北海道) 平成25年6月5日	油だき温水ボイラ	MBX-4500	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を使用中、 火災報知機が鳴動し たため確認すると、 当該製品から出火す る火災が発生してお り、当該製品を焼損 した。	○オイルストレーナーからバーナーへ灯油を供給するための送油管に、当該製品に同梱されていた銅製送油管ではなくゴム製送油管(2002年12月製造)が使用されていた。 ○ゴム製送油管はオイルストレーナーとの接続部でき裂が生じていた。 ○オイルストレーナーのOリングに変形が認められ、灯油漏れが確認された。 ○当該製品は底板部付近からバーナー部にかけての焼損が著しく、更に上方向に燃え広がった痕跡が認められた。 ○バーナー取付け部、缶体部、消音器からの排気漏れはなかった。 ●当該製品の附属品でないゴム製送油管がオイルストレーナーとの接続部で劣化し、き裂が生じて漏れた灯油が底板付近にたまり、運転時の熱によって気化し吸気ファンから吸われてバーナーの炎に引火し、オイルストレーナーのOリングがその熱影響を受けて変形し、Oリングからも灯油が漏れたため焼損が拡大し、火災に至ったものと推定される。	
11	A201300207 平成25年3月6日(千葉県) 平成25年6月18日	継手ホース(LPガス用)	HU10-09TUS	株式会社穂高製作所	(火災) 当該製品をガス瞬間湯沸器に接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のガス瞬間湯沸器との接続部付近に焦げ跡が認められた。 ○当該製品の接続口に取り付けられているパッキンが欠損していた。 ○当該製品と未使用の同等品を用いて気密試験を行った結果、当該製品ではパッキン部からガス漏れが認められたが、同等品ではガス漏れは認められなかった。 ○当該製品とガス瞬間湯沸器が接続された経緯については、誰が工事を行ったのかも含め、特定できなかった。 ○当該製品は、製造時に気密性の全数検査を受けており、異常が認められた製品はなかった。 ●当該製品がガス瞬間湯沸器に取り付けられた経緯が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、製造段階における当該製品の気密性に異常が認められないことから、使用期間中に生じたパッキン部の欠損によってガス漏れが発生し、ガス瞬間湯沸器の火で引火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201201029(開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用))と同一事故
12	A201300222 平成25年6月23日(北海道) 平成25年6月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-E680F-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	○当該製品内部から出火した痕跡は認められず、外部の焼損が著しかった。 ○右側こんろの器具栓スピンドルは燃焼状態の位置であった。 ○当該製品近辺のフライパンの中に燃えカスが残っていた。 ○使用者は事故発生当時寝込んでおり、当該製品を使用したかを含め、事故当時の詳細な状況を覚えていなかった。 ●当該製品は右側こんろが燃焼状態のまま放置されたため、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A201300237 平成25年6月26日(神奈川県) 平成25年7月5日	密閉式(BF式)ガス 給湯付ふろがま(LP ガス用)	GBSQ-612	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品の点火操 作を繰り返したとこ ろ、異音とともに当該 製品の外装が変形し た。	○使用者は当該製品の器具栓つまみを押して点火ハンドルを回す動作をしたが、1回では着火しなかったので繰り返し点火操作を行ったところ、大きな音がした。 ○事故時に使用者が点火操作を何回繰り返したのか、又は何秒間行ったのかは、特定できなかった。 ○当該製品のフロントカバーや本体外装部の左右側面と後面は、外側に向かって膨らんでいた。 ○当該製品にガス漏れ、水漏れ、冠水の形跡はなかった。 ○当該製品のサーモカップル、点火確認メーター、火花の発生に異常は認められず、着火状態、燃焼状態も正常だった。 ●当該製品に異常が認められず、事故時に種火が着火しなかった原因は特定できなかったが、使用者が繰り返し点火操作を行ったために、未燃焼ガスが機器内部に滞留し、ガスが充満した状態で点火ハンドルを回して発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体表示及び取扱説明書には、「点火しないときは、器具栓つまみを“止(0)”の位置に戻し、5分間は操作しない。」旨、記載されている。	・使用期間：不明 (製造時期から3年4 か月と推定)
14	A201300307 平成25年7月8日(北海道) 平成25年8月2日	ガスこんろ(LPガス 用)	IC-4800F	パロマ工業株式会 社(現 株式会社パ ロマ)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発 生した。	○使用者は左側こんろを使用後に外出した。その後、無人の台所が焼損した。 ○当該製品は全体的に焼損しており、点火ボタンなどの樹脂部品やグリル扉のガラスは溶融、焼失していた。 ○左側こんろは五徳の支え爪が熱で脱落するなど著しく焼損しており、溶融したフライパンが乗っていた。 ○本体外部は内部に比べて焼損が著しかった。 ○当該製品は10年以上前の製品で、調理油過熱防止装置は備えていなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、本体内部より外部の焼損が著しいことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201300317 平成25年7月26日(香川県) 平成25年8月6日	石油ふろがま	JPM	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者がシャワーを使用するために、当該製品とは別にある給湯器を使用しているシャワーを2～3分使用し、その数分後に当該製品の循環パイプ付近から煙が上がった。 ○浴槽内に水はなかった。 ○当該製品の浴室スイッチは「入」になっていた。 ○循環口に焼損した接続ゴムの一部が付着していたが、当該製品内部に異常は認められなかった。 ○当該製品は約35年前の製品で、空だき防止装置は備えていなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の浴室スイッチが入り空だき状態となって循環口の接続ゴムが焼損して発煙に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から約35年と推定)
16	A201300336 平成25年7月30日(北海道) 平成25年8月9日	ガス栓(LPガス用)	Y025Z-12PR(矢崎総業株式会社(現矢崎エナジーシステム株式会社ブランド))	光陽産業株式会社(矢崎総業株式会社(現矢崎エナジーシステム株式会社ブランド))	(火災) 当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はヒューズ機構付きニロガス栓であり、事故発生時、ガスこんろに接続されていた側のつまみは閉じており、未使用側のつまみが全開状態であった。 ○当該製品は、未使用側のガス栓には、ゴムキャップが取り付けられていたが、焼損により脱落していた。 ○当該製品の気密性能に異常はなく、つまみのぐらつきも認められなかった。 ●当該製品のゴムキャップが付けられていた未使用側のつまみを開いたまま、ガスこんろの点火操作をしたため、ゴムキャップの隙間から漏れたガスに引火し、火災に至ったものと推定される。	
17	A201300342 平成25年8月4日(埼玉県) 平成25年8月13日	ガスこんろ(LPガス用)	RTS-M660FS-R	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用者は当該製品で調理をしていた。 ○当該製品の周囲には、可燃物が多数あったほか、左側こんろの横のテーブルにはビニール袋があった。 ○事故後、当該製品の左側こんろの点火スイッチは点火状態のままだった。 ○当該製品の上面は左側こんろを中心に強く焼損しており、左側こんろの上にはビニール袋が溶けたと思われる異物が付着していた。 ●使用者が当該製品の周囲に可燃物を置いた状態で調理したために、バーナーの火が可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲には燃えやすいものを置かない」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A201300391 平成25年8月17日(青森県) 平成25年9月3日	石油給湯機付ふろがま	JIB-2	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたので確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	○使用者はドラフター(炉内圧力を逃がす役目をする蓋)開口部をアルミはくで覆いふさいで使用していた。 ○煙突内部及びふろがま燃烧室内部にススが付着していた。 ○ふろがま缶体と底板をシールする底リングの耐火材は下部分が確認出来なかった。 ○当該製品設置場所に給気口は無かった。 ○煙突の立ち上がりが無く排気条件が悪かった。 ●当該製品を吸気の悪い場所に設置したため、燃烧不良を起こして燃烧室内に燃料が充満し、ドラフター開口部をアルミはくでふさいだため着火時に内圧が上昇し、ふろがま缶体と底板の間のシールする底リングの耐火材が吹き飛ばされ、燃烧室内の熱が外に漏れ、ゴム製送油管が劣化し油もれを起こし、気化した油に引火したために火災に至ったものと推定される。	・使用期間: 不明 (製造期間から29年～33年と推定)
19	A201300392 平成25年8月25日(福島県) 平成25年9月4日	石油給湯機	IB-1SM	株式会社長府製作所	(火災) シャワーを使用した後、炎が見えたので確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○ボイラー室の中に設置されていた当該製品の土台(鋼板製)に著しい腐食が認められた。 ○機器上部の排気口等は腐食し破損が認められ、上面のドラフター(炉内圧力を逃がす役目をする蓋)は紛失しており、取付け部は腐食し破損が認められた。 ○燃烧筒外筒は全体に錆が発生し、燃烧用の穴は腐食し変形が認められた。 ○煙突は斜めに施工され、当該製品と煙突の接続が不完全であり、煙突の排気トップは工事説明書で指定されたものではなかった。 ●当該製品は、工事説明書で指定された排気トップ型が使用されていなかったため機器内部に雨水が浸入する状態であったことから、長期間の使用により当該製品内部の腐食が進み、燃烧筒の排気ガスが漏れたことにより、送油ゴムホース等の送油経路が熱により損傷して漏れ出した燃料に引火し、事故に至ったものと推定される。 なお、工事説明書には、「煙突の排気トップは指定のものを取り付ける」旨、記載されている。	・使用期間: 不明 (バーナー製造年月から約34年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
20	A201300444 平成25年9月22日(東京都) 平成25年9月26日	屋外式(RF式)ガス 瞬間湯沸器(LPガス 用)	GQ-2037WS	株式会社ノーリツ	(火災) 飲食店で当該製品 及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○飲食店の従業員が、事故発生の9日前に台風に備えて雨水が建物内に入らないように壁面にあったガラリをブルーシートで覆った。その際、ブルーシートは、ガラリの横に立て掛けられていた当該製品まで覆っていた。 ○事故発生時、当該製品は使用中で、ブルーシートが燃えていた。 ○当該製品は一般家庭用であるが、飲食店で業務用として使用されており、設計標準の2倍以上の使用時間が記録されていた。 ○当該製品には、事故以前に燃焼異常等のエラー表示が複数回出ていた記録が残っており、販売店は使用者に機器の買換えを勧めていたが、使用者は、エラー表示後も、リセットボタンを押して機器を継続使用していた。 ○当該製品のフロントカバーの給気通路部に大量のホコリとススが付着していた。 ○当該製品の熱交換器には多量のススが付着しており、90%以上の閉塞状態だった。 ○当該製品の作動確認をしたところ、排気口からスス、黒煙、異臭が発生し、最終的には火炎が噴出した。 ●当該製品の熱交換器が閉塞して燃焼異常のエラー表示を発していたにもかかわらず、使用者がエラー表示をリセットして機器を使い続けたために、排気口から火炎が発生し、ブルーシートに引火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体表示には、「機器本体や給排気部のまわりに燃えやすい物を置かない。火災の恐れあり。」の記載されている。また、取扱説明書には、「業務用のような使い方をしない。」、「燃焼異常のエラー表示が出たときは、販売店または事業者に連絡する」旨、記載されている。	
21	A201300478 平成25年10月5日(広島県) 平成25年10月15日	ガスこんろ(都市ガ ス用)	IC-33BFV-L	パロマ工業株式会 社(現 株式会社パ ロマ)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品を使用中、使用者はその場を離れていた。 ○当該製品は、汚れ防止のためトッププレートのほぼ全面がアルミ製シートとアルミ箔で覆われていた。 ○当該製品の右側こんろとグリルの操作ボタンが焼失し、内部の器具栓に焼損が認められた。 ○右側こんろの混合管の入口付近に焼損が認められ、右側バーナー下に位置する煮こぼれカバーの上には、炭化物が付着していた。 ●当該製品の右側こんろ混合管のガス通路部の一部が煮こぼれ等で塞がれ、また、トッププレート上のほぼ全面を覆っていたアルミ製シート及びアルミ箔がバーナー炎口を塞いでいたため、右側こんろの混合管入口付近でガスノズルから出たガスに引火し逆火になり、付近にあった器具栓等が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」、「一酸化炭素中毒や異常燃焼等の恐れがあるため、市販のアルミ箔製のしる受け皿を使用しない」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
22	A201300480 平成25年8月17日(埼玉県) 平成25年10月15日	ガスこんろ(都市ガス用)	不明	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○使用者は事故発生前に当該製品を使用しており、事故発生時には外出していた。 ○当該製品は焼損していたが、グリルの押しボタンに取り付けられていたロッドの焼き付きから、事故時にグリルは点火状態にあったと推定された。 ○当該製品にグリルの自動消火機能は搭載されていなかった。 ●当該製品のグリルを点火した状態で使用者が外出したために、当該製品が過熱して出火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
23	A201300490 平成25年10月14日(広島県) 平成25年10月18日	ガスこんろ(都市ガス用)	PKD-351	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体底面の広範囲に錆が生じ、各こんろ及びグリルへガスを供給するメイン配管に、錆による穴が認められた。 ○グリル部の水受け皿は錆びており、奥側に腐食による穴が認められた。 ○左右混合管下にある煮こぼれカバーに、煮こぼれ跡及び錆の発生が認められた。 ○事故の2～3か月前から、当該製品の使用時にガス臭がしていた。 ●当該製品は、こんろ使用時の煮こぼれやグリル使用時の水受け皿の腐食による穴からの漏水により、内部の腐食が進行しメイン配管に穴が生じ、事故以前からの使用時のガス臭にもかかわらず継続使用したため、使用時に漏れたガスに引火し事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ガス漏れに気づいた時にはすぐに使用を中止し、ガス事業者まで連絡する」旨、記載されている。	
24	A201300509 平成25年10月13日(京都府) 平成25年10月28日	ガスこんろ(LPガス用)	RTS-4000GF-R	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の両バーナーを使用後、グリルの排気口から炎が上がり、当該製品を焼損し、周囲を汚損した。 ○事故当日、当該製品のグリルは使用していなかった。 ○ガス通路に漏れは認められなかった。 ○当該製品の外観は、グリル排気カバーやグリル扉などグリル周辺の焼損が著しく、背面側もグリルを中心にススの付着が認められた。 ○グリル内の水入れ皿には、炭化した多量の堆積物が認められた。 ○本体内部は、グリルから左右に広がるようにススが付着し、グリル内部は鋼板の変色がひどく、高温になった様相を呈していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ及び異常発火の痕跡がなく、当該製品のグリルの内部に多量の堆積物があり、グリル左右の腐食による開口部から左右のこんろ側に炎が噴き出たようにススの付着があることから、何らかの要因でグリル内の堆積物が発火したと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
25	A201300511 平成25年10月19日(大阪府) 平成25年10月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	不明	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が負傷した。	○使用者が、当該製品で鮭の切り身をグリルで調理中、その場を離れて戻ると当該製品から20～30cmの炎が出ていた。 ○当該製品は焼損が激しく、全体が焼損して変色し、樹脂部品は消失し、器具栓やバーナーヘッドが溶融していた。 ○グリルの金網の上には魚の切り身と考えられる塊が炭化物となって残っていた。 ○使用者の供述によれば、当該製品は約1年前に点検を受けて以降、現在まで不具合はなかった。 ●グリルの金網の上に魚の切り身を置いてグリルを点火し、その場を離れていたため、グリル内部で魚の脂などに着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、当該製品の取扱説明書には、「火をつけたままそばを離れない」旨、記載されている。	
26	A201300523 平成25年10月22日(兵庫県) 平成25年11月6日	ガスこんろ(都市ガス用)	不明	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が鶏肉をホーロー鍋に入れて当該製品の左側こんろに置いて火をつけ、その場を離れた後に台所に戻ったところ、鍋付近から煙や炎が上がり、当該製品及び周辺を焼損した。 ○当該製品は約10年前の製品で調理油過熱防止装置のないタイプの製品であった。 ○ガス導管にはガス漏れは認められなかった。 ○当該製品の背面にあるホースエンド周辺にはススの付着は認められなかった。 ○こんろ及びグリルには異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○ホーロー鍋には内部・側面・底部にススの付着が認められた。 ●当該製品に異常発火を示す痕跡は認められず、半解凍の鶏肉をホーロー鍋に入れてこんろを点火し放置したことで、鶏肉から出てきた脂分が発火した事故であると推定される。 なお、取扱説明書には、「火を付けたまま移動、外出、就寝しない」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
27	A201300553 平成25年11月9日(青森県) 平成25年11月19日	迅速継手(都市ガス用)	G3-07SR	日東工器株式会社	(火災) ガスこんろを点火したところ、他のガス機器に接続していた当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品はガスコード(5m)に装着されていた。 ○使用者は、当該製品を台所のガス栓に接続し、接続されているガスコードの一端をガスファンヒーターに接続して使用していた。 ○当該製品をガス栓に接続した翌日、当該製品の近くにあったガスこんろを点火したところ、当該製品付近から出火した。 ○ガスコードの当該製品に近い箇所に折り曲げたような潰れが認められた。 ○当該製品の側面は、ガス栓との接続部を中心に焼損していた。 ○当該製品は、ガス栓のプラグ側に完全に差し込まれると、接続部が伸びてプラグ側に移動するが、当該製品の接続部の伸びた部分に焼損の痕跡やススの付着はなかった。 ○再現試験として、ガスコードの当該製品近傍をきつく曲げて、当該製品をガス栓に差し込んだところ、ガスコードが当該製品をガス栓に押しつける形となり、不完全な接続状態でもガスは流れた。 ○当該製品をガス栓と完全に接続した場合、ガス漏れは生じなかった。 ●当該製品をガス栓に接続したときの詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
28	A201300568 平成25年11月15日(兵庫県) 平成25年11月26日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-S901V6-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が右側こんろで片手鍋を用いて味噌汁を作る途中、他の作業をして目を離したところ、グリルの排気口から炎が見えた。 ○外観は、グリル排気口付近にススの付着があり、背面側の焼損が激しかった。 ○グリル内部のグリル皿に焦げ、汚れ等はなかったが、グリル排気口の奥に食品カスと思われる焼損物が認められた。 ○こんろとグリルに異常燃焼の痕跡は無く、ガス通路にガス漏れは認められなかった。 ○片手鍋は焦げておらず、ススの付着も認められなかった。 ●使用者が当該製品の右側こんろを点火しようとした際、グリルを点火させたため、その排気熱で排気口内の食品カス等が燃焼し、火災に至ったものと推定される。	
29	A201300577 平成25年10月14日(愛知県) 平成25年11月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	RSB-306SV	リンナイ株式会社	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を消火したが、バーナー下側から炎が上がった。 ○当該製品の器具栓つまみ軸は消火位置になっており、器具栓及びガス導管に出火の痕跡は認められなかった。 ○バーナーキャップは著しく腐食劣化し、板厚が薄くなっていた。 ○腐食劣化したバーナーキャップで燃焼を行うと、燃焼炎が均一でなく、バーナー下側に炎が溢れることを確認した。 ●当該製品のバーナーキャップが著しく腐食劣化し、燃焼炎がこんろ下側に溢れる異常燃焼が生じていたため、こんろ下側に堆積した煮こぼれ等に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「バーナーキャップは消耗品であり、目づまりや変形・破損した場合は交換する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A201300605 平成25年12月1日(静岡県) 平成25年12月6日	石油ストーブ(開放式)	RB-25A	株式会社トヨトミ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火して就寝し、1時間後に目を覚ますと室内に煙が充満していた。 ○当該製品は固定タンク式の円筒型ストーブで、内部にススが付着し、燃焼筒部分には多量のススが付着していた。 ○使用者は点火の際に火のつきを良くするため、燃焼筒部分を持ち上げていた。 ●当該製品の燃焼筒が正しくセットされず、位置がずれていたため、異常燃焼が生じたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「燃焼筒がずれていると、ススや油煙が出て異常燃焼を起こして危険です。燃焼中は時々炎を見て正常燃焼していることを確認する。」旨、記載されている。	
31	A201300608 平成25年11月23日(静岡県) 平成25年12月6日	ガストーチ	なし(ロゴス 簡単着火バーナー)	栄製機株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品にガスボンベを接続して使用しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品を点火した際、ガスボンベ接続部から炎が上がり火傷した。 ○使用者は当該製品にガスボンベを装着時にガス漏れが生じることを認識しており、使用の都度ガスボンベを付け直し、ガス漏れが起きないようにして継続使用していたが、事故時は付け直した後にガス漏れの確認をしなかった。 ○当該製品のガスボンベ接続部には、ガスが漏れないようにOリングが2つ取り付けられているが、ともに硬化・損傷していた。 ●当該製品はガスボンベ接続部のシール用Oリングが硬化・損傷し、ガスボンベ装着時にガス漏れが生じるようになっていたにもかかわらず、使用者が継続使用し、ガス漏れを確認せずに点火したことから、漏れていたガスに引火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「ガス漏れ時はタマネギが腐ったような臭いがします。絶対に火をつけない。」旨、記載されている。	
32	A201300620 平成25年12月4日(新潟県) 平成25年12月12日	開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	PH-5BS	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災、軽傷1名) 事業所で当該製品の点火操作を行ったところ、引火し、1名が火傷を負った。	○塗装作業後に当該製品を使用し、点火時に当該製品付近で大きな炎が出た。 ○当該製品の外観や内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のガス通路にガス漏れは認められず、点火・着火は確実に、燃焼状態に異常は認められなかった。 ●事故当時の状況から、何らかの可燃性ガスが存在し、点火操作時のスパーク、または他の要因で引火した可能性が考えられるが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間: 1年半

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A201300626 平成25年12月4日(大阪府) 平成25年12月13日	ガス栓(都市ガス用)	FV041A(大阪ガス株式会社ブランド:形式151-216B)	株式会社藤井合金製作所	(火災) 店舗で当該製品に接続されたガス炊飯器を移動させたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○飲食店に設置された当該製品と接続された炊飯器を使用後、使用者がつまみを閉止せずに炊飯器を移動させたため当該製品からゴム管が外れ、漏れたガスに近傍の鋳物コンロの火が着火し、当該製品のつまみと周辺にあったゴム管などを焼損した。 ○鋳物コンロと当該製品の離隔距離や鍋の直径等は不明である。 ○内部を分解したところ、ヒューズボールの溶融が認められた。 ○当該製品は、全数性能検査を実施後出荷されている。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は外部からの受熱により製品内部のヒューズボールが溶融した状態で使用中、つまみを閉止しない状態で炊飯器を引っ張ったために繋がれていたガス管が当該製品から抜け、ガスが漏れてコンロの火に引火したものであり、当該製品は出荷時の全数検査においても異常がなかったことが確認されていることから、製品には起因しない事故と推定される。	
34	A201300650 平成25年12月18日(大阪府) 平成25年12月25日	ガスこんろ(都市ガス用)	DG3043	株式会社ハーマン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、こんろで卵焼きを調理中、火を消さずに調理したものをテーブルに運び火を消すために戻ったところ、グリルの排気口から20cmほどの炎が出て、当該製品と周囲の一部を焼損した。 ○当該製品内部の各こんろバーナーの周囲や右奥側に煮汁や油分の炭化した堆積物が確認され、当該製品背面には油が流れた跡が残っていた。 ○左右のこんろバーナーの混合管入口部に煮汁などの固まった堆積物が確認された。 ●当該製品は、使用者が使用時に何度も煮こぼれなどをした結果、炎口の隙間からこんろバーナーの混合管に煮汁などが入って固まった堆積物がガス経路を一部塞いで、ガスが混合管入口部より当該製品内部に溢れ、溢れたガスに引火して当該製品内部の煮汁や脂分等の堆積物に着火し、左側操作部周辺の可燃物に延焼し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「バーナーに煮こぼれがかかった時はこまめに手入れする、煮こぼれがかかったまま放置すると炎口が詰まり機器内部で燃えることにより機器焼損のおそれがある」旨、記載されている。	
35	A201300686 平成25年12月31日(静岡県) 平成26年1月14日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-S95F-L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は調理油を油凝固剤で固めて捨てるため、当該製品の右側こんろで調理油を加熱したが、火をつけたままその場を離れ、火をつけたことを忘れて外出していた。 ○当該製品には調理油過熱防止装置が装着されていなかった。 ●当該製品で調理油を加熱し、火をつけたままその場を離れたため、調理油が過熱して発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から離れない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
36	A201300735 平成25年11月28日(静岡県) 平成26年1月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-K690F-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生した。	○当該製品の左側こんろを朝使用し、消火して外出したが、夕方に帰宅すると当該製品周辺が焼損していた。 ○当該製品外郭は左側こんろ背面のホースエンド周辺とゴム管が焼損し、天板も焼損していたが、ホースエンド部にガス漏れは認められなかった。 ○ゴム管はホースエンド側が焼損していた。ゴム管バンドは確認できなかった。 ○当該製品内部は背面側から前面側に焼損し、左側こんろの器具栓は熱影響によりガス漏れが生じる状態であったが、器具栓は「閉」になっていた。 ○左側こんろの温度センサーに異常は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
37	A201300736 平成26年1月21日(東京都) 平成26年1月27日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-700B-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品の右側こんろで揚げ物調理中、その場を離れていた。 ○調理油過熱防止装置に異常はなく、内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用していた鍋は過熱の影響により、底面が凸形状に膨らんでいた。 ●当該製品に異常は認められないことから、調理中にその場を離れていたため、油が過熱して発火し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から離れない。」旨、記載されている。	
38	A201300788 平成26年1月24日(愛知県) 平成26年2月17日	石油ストーブ(開放式)	RX-2913WY	株式会社コロナ	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災 が発生し、1名が死亡した。	○事故現場はビニール袋に入ったゴミが多量にあり、たばこの吸い殻も落ちており、当該製品の置台には焼損した布のようなものが堆積していた。 ○当該製品のカートリッジタンクは装着された状態で焼損し、燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、芯は消火位置まで下がり、内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○前面ガードには繊維が付着したような痕跡が認められた。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
39	A201300794 平成26年2月6日(和歌山県) 平成26年2月17日	石油ふろがま	JPM	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生した。	○当該製品の循環口の連結ゴムが燃えていた。 ○焼損していたのは循環口の連結ゴムだけで、その他の炉材などに焼損の痕跡はなく、外部から焼損した痕跡もなかった。 ○事故前日は、入浴後に浴槽の排水栓を抜いていた。 ○当該製品は正常に燃焼し、異常は確認されなかった。 ○タイムスイッチ及びその電気回路に異常は認められなかった。 ○家人の供述によれば、過去にも使用者が誤って当該製品のタイムスイッチを入れたことがあるとのことであった。 ●詳細な使用状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、使用者が蛍光灯のスイッチを入れる際に誤って当該製品のタイムスイッチを入れたことで空だきになったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品は空だき防止装置が搭載されていない機種であった。	・使用期間：不明 (製造時期から約30年と推定)
40	A201300838 平成26年2月(京都府) 平成26年2月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	OSC-460FB-1	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○揚げ物調理の際に発火し、当該製品の一部と台所を焼損した。 ○使用者は、油の加熱中にその場を離れていた。 ○火力調節つまみは強の状態であった。 ○当該製品は1999年製造で、調理油過熱防止装置が搭載されていない製品であった。 ●当該製品に油を入れて加熱中に使用者がその場を離れたため、油が過熱され発火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対にはなれない」旨、記載されている。	
41	A201300892 平成26年2月20日(神奈川県) 平成26年3月17日	ガストーブ(開放式、都市ガス用)	R-452P-405	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品背面とゴム管接続部付近にススの付着が認められた。 ○当該製品のゴム管接続部に異常はなく、本体にはガス気密性があり、燃焼状態は正常であった。 ○ゴム管(絹巻ラセン管)には亀裂があり、亀裂部分から少量のガス漏れが認められた。 ●当該製品に異常は認められないことから、本体背面に接続されていたゴム管が経年劣化し、ゴム管から少量のガスが漏れていたため、燃焼炎で引火して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
42	A201300905 平成26年2月19日(愛知県) 平成26年3月18日	石油温風暖房機 (開放式)	FH-E302Y	株式会社コロナ	(火災) 建物を半焼する火災 が発生し、現場に当 該製品があった。	○当該製品を消火して4時間半後の火災であり、現場には電気ストーブと加湿器もあったが、電気ストーブと加湿器は焼損が著しく、回収されていなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品が焼失していたが、カートリッジタンクは装着され、蓋は閉まっていた。 ○基板は焼損していたが、基板付近から出火した痕跡は認められなかった。 ○気化器が焼損・熔融していたが、バーナー部分に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○使用していた灯油に異常は認められなかった。 ●当該製品は著しく焼損していたが、バーナー部に異常燃焼の痕跡はなく、燃焼状態ではなかったと考えられ、内部に出火した痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200734 平成24年12月18日(埼玉県) 平成24年12月28日	照明器具	HMN4405AZ	株式会社ミツヨン (現 青垣コイズミ照明株式会社)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源端子台を中心に焼損していた。 ○電源端子台は片極側が著しく焼損しており、電源端子台の約2/3の外郭樹脂が焼失していた。 ○電源端子台の+側の導電端子は、一部が溶融し欠落していた。 ○当該製品の電源端子台に接続されていた電源線(VVFケーブルの素線の先端部分)は熱による変色が認められた。 ○他の部品に異常は認められなかった。 ○当該製品は電源線(VVFケーブル)の素線を当該製品の電源端子台に挿入すると、接続端子のバネによって、素線先端から約6～7mm近のところにバネによる圧接痕が発生することになるが、事故発生フロアに同時期に設置された同型式品16台の圧接痕位置は、素線先端から3.7mm～7.8mmとバラツキが認められた。 ●当該製品を施工事業者が設置、施工した際に、電源線の挿入が不十分であったため、電源端子台の電線接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、施工説明書には、「接続が不完全な場合や電源線が器具に接触した場合、火災・感電の原因になる。」旨、記載されている。	
2	A201200983 平成25年2月20日(広島県) 平成25年3月4日	リモコン(エアコン用)	MSZ-SV287	三菱電機株式会社	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は著しく焼損し、電源用の単4形アルカリ乾電池2本とガラス製液晶部品のみが残存していた。 ○焼け残った乾電池の外装ラベルに収縮は認められなかった。 ●当該製品内部に装填されていた乾電池に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から約6年と推定)
3	A201201021 平成25年2月24日(千葉県) 平成25年3月14日	エアコン(室外機)	SAP-CV22J	三洋電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の背面に一部焼損が認められた。 ○室内機との冷媒用接続配管は当該製品背面でループ状に巻かれており、ループの上半分の断熱材が焼損していた。 ○室内機との渡り配線の被覆に焼損は認められたが、芯線に出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部の電気部品、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○電流ヒューズは断線していなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から12年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201201045 平成25年3月3日(神奈川県) 平成25年3月25日	電気カーペット	MC-2021A(森田電 工株式会社(現 株 式会社ユーイング) ブランド)	三京株式会社(森 田電工株式会社 (現 株式会社ユー イング)ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用者は、当該製品の上に布団を敷いて就寝していた。 ○当該製品のカーペット部のほぼ中央に約2cm程度の焦げが認められ、ヒーター線の一部が断線し、断線部分に溶融痕が認められた。 ○布団を敷いていた部分のヒーター線に変色及び硬化が認められた。 ○コントローラー内の温度ヒューズは断線し、通電停止状態になっていた。 ○その他の電気部品、電源コード等に異常は認められなかった。 ●当該製品の上に布団を敷き使用していたため、ヒーター線が硬化し、ヒーター線に外力が加わったことで、ヒーター線が半断線して発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「座布団、クッション、布団など保温性のあるものを局部的に長時間同じ場所にのせない。熱によって、本体表面及び置いたものや床や畳、敷物等が変色したり変形するおそれや本体を傷めるおそれがある」、「就寝用暖房器具として使用しない」旨、記載されている。	
5	A201201063 平成25年3月17日(神奈川県) 平成25年3月28日	エアコン	F22ETUXS-W	ダイキン工業株式 会社	(火災、負傷1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、1名が火傷 を負った。	○当該製品は事故発生当時停止状態であった。 ○当該製品は右寄りの熱交換器と電装品部の間を中心に焼損していた。 ○電装品部内部のプリント基板は、部品が実装されていないパターンの中の箇所の焼損が著しかった。 ○当該製品内部に小動物(ゴキブリ)が複数匹確認され、電装品箱内部からも確認された。 ○その他の電気部品に出火元となる痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電装品箱内に小動物が侵入したことにより、プリント基板のパターン間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造期間から7年 ~8年と推定)
6	A201300035 平成25年4月3日(栃木県) 平成25年4月15日	電気洗濯乾燥機	KWC9B(GEコン シューマープロダク ツジャパン株式会社 ブランド)	東芝家電製造株式 会社(現 東芝ホーム アプライアンス株式 会社)(GEコン シューマープロダク ツジャパン株式会社 ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は住宅兼病院の屋上の小屋内に壁コンセントに電源プラグを差し設置されており、小屋内に電気製品は当該製品のみであった。 ○当該製品及び小屋の内部を焼損した。 ○使用者が当該製品を最後に使用したのは事故当日の2日前であった。 ○当該製品のリード線部及び内部配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電気部品や配線及び壁コンセントに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A201300158 平成25年5月24日(東京都) 平成25年5月30日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	DC-S093	株式会社山善	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の上部周辺を中心に焼損していた。 ○当該製品上面に繊維物の跡が付着し、そばに布巾が燃え落ちていた。 ○布巾の焼損物の一部にスイッチのつまみ部分に被さっていたと思われる形状のものがあった。 ○スイッチは金属部分以外は焼失しており、「入・切」状態を確認できなかった。 ○スイッチの接点部分にスパーク痕や溶融痕など異常な発熱の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品、電源コード等に異常はなく、内部に発火した痕跡は確認できなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A201300310 平成25年7月23日(東京都) 平成25年8月2日	エアコン	CS-224TB	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のファンモーター用配線コネクタが一部焼損し、リード線の端子に溶融痕が認められた。 ○端子板、制御基板等、他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターの端子部の付着物から、エアコン洗浄液の成分が検出された。 ○過去にマンション管理会社が、当該製品の洗浄作業を行った。 ○モーター部には、吹き出し口側から容易にエアコン洗浄剤が入り込む構造ではなかった。 ●当該製品のファンモーター用コネクタのリード線の端子に、エアコン洗浄剤が付着したため、トラッキング現象が生じて異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「お客様自身で内部の洗浄はしない。故障・水漏れの原因となる。」旨、記載されている。また、(一財)日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある」旨、注意喚起を行っている。	・使用期間: 不明 (製造時期から9年と推定)
9	A201300314 平成25年7月25日(広島県) 平成25年8月5日	エアコン(室外機)	AO-409N2E6	株式会社富士通ゼネラル	(火災) 当該製品を使用中、外の異常に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損、周辺を汚損した。	○当該製品は、吹き出しグリル、フロントパネル、ファン等の樹脂部品が焼失し、金属製の外郭及び天板の一部を焼損していた。 ○ファンモーターにススが付着していたが出火痕跡はなく、端子台、基板、圧縮機等の電気部品にも出火痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間: 不明 (製造年月から約6年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A201300367 平成25年8月19日(神奈川県) 平成25年8月26日	エアコン(室外機)	COH-M228G	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用 中、ブレーカーが作 動したため確認する と、当該製品から出 火する火災が発生 しており、当該製品 及び周辺を焼損し た。	○当該製品本体の左側下部にあった熱交換器の焼損が著しく、放熱フィンの一部が焼失していた。 ○焼損が著しかった室外機の本体左側下部には電気回路を構成する部品は組み込まれていなかった。 ○当該製品の室外送風モーターの巻線にレイヤショートは認められなかった。 ○室外コントロールユニット(プリント基板)に実装されていた電解コンデンサー(3個)はいずれも内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○他の部分(端子台、コンプレッサー、リアクター)に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損時の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、焼損が著しい室外機左側下部に出火源となり得るものがなく、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:約4年
11	A201300411 平成25年8月30日(福岡県) 平成25年9月9日	エアコン	MSZ-LX56GS	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品を使用 中、当該製品から出 火する火災が発生 し、当該製品及び周 辺を焼損した。	○当該製品のファンモーターのコネクタ部が焼損しており、コネクタ部の端子に熔融痕が認められた。 ○当該製品のファンモーター外郭から洗浄液成分が検出された。 ○当該製品は、エアコン洗浄業者及び使用者によって清掃が行われていた。 ●当該製品のファンモーターのコネクタ部に、エアコン洗浄時の洗浄剤が浸入・付着したことにより、トラッキング現象が生じ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「洗浄するときは、サービス窓口に連絡する」旨、記載されているとともに、(一財)日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし、誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある」旨、注意喚起を行っている。	・使用期間:12年
12	A201300418 平成25年8月4日(兵庫県) 平成25年9月13日	延長コード	60097928	イケア・ジャパン株式会社	(火災) 当該製品に複数の 電気製品を接続し て使用中、当該製 品を溶融し、周辺を 汚損する火災が発 生した。	○電源プラグの栓刃可動部のカシメ部を中心にプラグボディの樹脂部が焼損し、両方の栓刃が露出していた。 ○使用者は事故発生日、当該製品の3口タップにIHクッキングヒーター(最大1,400W)、オーブンレンジ(最大1,180W)を接続して同時に使用しており、同様な使い方を約5年間継続していた。 ○電源プラグの栓刃及び電源コードの芯線接続部に、溶融や電気痕等の異常は認められなかった。 ○電源プラグが接続されていた壁コンセントは、差込口表面に黒く焦げた樹脂が付着していたが、内部に溶融や焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、接続可能な最大電力(1,500W)を大きく超えて電気製品を接続(最大2,580W)し、使用(約5年間)していたため、過電流により電源プラグ部が過熱して溶融したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品のタップ部分には、「合計1500Wまで」の旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A201300420 平成25年9月4日(山口県) 平成25年9月13日	電気脱臭装置	DAS301R	株式会社富士通ゼネラル	(火災) 当該製品を使用 中、当該製品及び 周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品の外郭は、溶融・焼損しており、原形を留めていなかった。 ○基板、ファンモーター、内部配線などの電気部品から出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグを接続していた延長コードのタップ内部で、刃受け金具の溶融及び刃受け間の樹脂が炭化するなど、タップ内部の焼損が著しかった。 ○電源プラグは、片側の栓刃先端部で溶融が認められたが、栓刃間の樹脂は残存しており、また、栓刃に変形は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグを接続していた延長コードのタップ内部の刃受け間でトラッキング現象が生じて出火し、当該製品及び周辺に延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A201300433 平成25年9月2日(東京都) 平成25年9月24日	踏み台	なし(参考型式: のっか郎)	株式会社カクセー	(重傷1名) 建造現場で当該製 品に乗ったところ、 当該製品が破損し て転倒し、負傷し た。	○使用者が作業現場において、片方の足を当該製品に乗せ、他方の足を乗せようとしたところ転倒した。 ○事故後、当該製品の天板が外れ、脚部は亀裂が進展して破断していた。 ○同等品において、真上から加重をかける、正常使用を想定した耐荷重試験を行ったところ、耐荷重100kgに対して、6.8kN(約690kgf)で破壊した。 ○耐荷重試験後の同等品は、脚部の一部が白化して挫屈しており、亀裂が生じて破断した当該製品とは破損状況が異なっていた。 ○同等品を横に倒しにした状態で、上方から砂袋を脚部の先端部に落下させ、衝撃を加えたところ、当該製品と同様に亀裂を伴って破断した。 ○当該製品の重量と肉厚に、同等品との明らかな差異は認められず、外観上の成型不良も認められなかった。 ●事故時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、正常使用を想定した同等品による耐荷重試験を行ったところ、事故品の亀裂が再現されず、強度的な問題も認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
15	A201300514 平成25年10月17日(愛知県) 平成25年10月30日	複写機	ApeosPort-4 C3370PFS	富士ゼロックス株式 会社	(火災) 事務所で当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は全体が焼損し、背面左側の焼損が著しかった。 ○背面の制御基板が焼損していたが、待機時に通電されている基板ではなく、基板や接続配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード、電源基板、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品背面の壁面は焼損により脱落していたが、焼損原因は不明であった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
16	A201300588 平成25年11月17日(愛知県) 平成25年12月3日	テーブルタップ	WH27331TWP	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を壁コンセントに接続し、タップにもう1つテーブルタップをつないで配線を延長し、電気鍋を使用中、当該製品のタップともう1つのテーブルタップの差込プラグの接続部から出火した。 ○当該製品のタップは外郭樹脂が著しく焼損していたが、内部の刃受け金具に溶融はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の差込プラグ及びコードに異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、タップ部に接続されたもう1つのテーブルタップの差込プラグ部からの延焼により焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201300677(テーブルタップ)と同一事故
17	A201300610 平成25年11月23日(長野県) 平成25年12月9日	電子レンジ	EM-A10	三洋電機株式会社	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品庫内を焼損する火災が発生した。	○当該製品は庫内右側面に付いているマイクロ波出口の導波管カバー(マイカ板)部分が焼損していた。 ○導波管カバーはマグネトロン側よりも庫内側の焼損が著しかった。 ○マグネトロンのアンテナ部先端に焼損が認められた。 ○他の電装部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の庫内の導波管カバーに食品カス等が付着し、繰り返し使用により炭化していたため、使用中に導波管カバーとマグネトロンアンテナ間でスパークが発生したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「庫内や付属品に食品カス等が付いたまま加熱しない。発煙、発火の原因となる。」旨、記載されている。	
18	A201300649 平成25年12月7日(東京都) 平成25年12月25日	テーブルタップ	WHA2553WKP	パナソニック株式会社	(火災) 施設で当該製品に電気炊飯器を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は差込プラグ部の栓刃可動部が焼損していた。 ○栓刃可動部のカシメ部にはアーク放電の痕跡が認められた。 ○片側の栓刃は横方向に変形していた。 ○一週間前から、電気炊飯器を使用した時に焦げ臭いにおいがしていた。 ●当該製品の差込プラグに過大な外力が加わったため、プラグ内の栓刃可動部に接触不良が生じ、異常発熱により出火に至ったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合し、栓刃可動部の耐久性及び耐荷重性についてはJIS基準を踏まえた社内基準に適合しており、パッケージには、「破損、変形、コードが傷んだまま使わない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
19	A201300677 平成25年11月17日(愛知県) 平成26年1月10日	テーブルタップ	SN1523W	株式会社ヤザワ コーポレーション	(火災) 当該製品に他社製 テーブルタップを接 続して使用中、当該 製品及び周辺を焼 損する火災が発生 した。	○壁コンセントに他社製のテーブルタップを接続し、当該製品をつないで配線を延長し、電気こたつ上で電気鍋を使用していたところ、当該製品の差込プラグと他社製タップの接続部から出火した。 ○当該製品の差込プラグ(栓刃可動式)は栓刃可動部を中心に焼損しており、栓刃には変形が認められ、栓刃可動部に熔融痕が確認できた。 ○栓刃の刃受け接触部に発熱の痕跡はなく、当該製品は1500Wまで使用可能で電気鍋(1050W)以外の電気製品は接続されていなかった。 ●当該製品のプラグ栓刃に強い外力が加わり、プラグ内部の栓刃可動部に緩みが生じたため、接触不良による異常発熱が発生し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「コードを曲げたり、引っ張ったりしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	A201300588(テーブルタップ)と同一事故
20	A201300733 平成26年1月11日(静岡県) 平成26年1月27日	電気ストーブ	YA-D800	ユアサブプライムス株式会社	(火災、死亡1名) 当該製品を使用 中、当該製品及び 周辺を焼損する火 災が発生し、1名が 病院へ搬送され、死 亡が確認された。	○使用者は就寝時に当該製品を使用していた。 ○当該製品の前面ガードに繊維状の焼損物が付着していた。 ○当該製品外郭は内側よりも外側の焼損が著しかった。 ○電源スイッチ、転倒時OFFスイッチ、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、前面ガードに繊維状の焼損物が付着していることから、前面ガードに可燃物が接触し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「就寝中は使用しない。寝具などが触れると火災の原因になる。」旨、記載されている。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200473 平成24年7月17日(栃木県) 平成24年9月27日	携帯電話機	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生し、1名 が負傷した。	○当該製品のイヤホンジャックに当該製品に関係しない樹脂製の異物が詰まっていた。 ○バッテリーが焼損しており、イヤホンジャックの真下の部分が膨らんでいた。 ○バッテリーの上部にあるイヤホンジャック部品は、外側に焼損が認められたが、基板に焼損等の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、代替機として使用されていたもので、過去に複数名が使用していた。 ●当該製品のイヤホンジャック内に異物が詰まった状態で外力が加わったために、内蔵バッテリーパックが異物によって損傷し、バッテリーセル内で内部短絡が発生して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A201200536 平成24年10月6日(東京都) 平成24年10月22日	スピーカー	(火災) 当該製品を使用中、 異臭がしたため確認 すると、当該製品を 焼損し、周辺を汚損 する火災が発生して いた。	○当該製品の右スピーカーのウーファー部が焼損していた。 ○当該製品定格許容入力75Wであったが、接続されていたアンプの定格出力は最大150Wであった。 ○アンプのボリュームが最大であった。 ●当該製品の定格許容入力を超える出力を有するアンプと接続し、アンプのボリュームを最大で使用していたため、ウーファーのボイスコイルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「定格を超えた入力や長時間音が歪んだ状態で使用しない。スピーカーが発熱し、火災の原因となることがある」旨、記載されている。	
3	A201200542 平成24年10月14日(岡山県) 平成24年10月25日	スピーカー	(火災) 他社製のアンプに接 続された当該製品及 び周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品の右側スピーカーの前面グリル及びコーン紙が焼損し、コイル及びスピーカーユニットに過熱の痕跡が認められた。 ○左側スピーカーのコイル、コイル周囲、配線接続箇所に過熱の痕跡が認められた。 ○当該製品に接続されていた他社製アンプ(業務用)は、部品の故障により、スピーカー出力端子から常時直流電圧(27.4V)が出力されていた。 ●当該製品に接続されていた他社製アンプの故障により、当該製品に常時直流電圧が入力されていたため、スピーカー内部ユニットが作動しない状況となり、長時間、コイルに電流が流れて過熱し、周囲を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201200715 平成24年8月27日(埼玉県) 平成24年12月25日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品に太陽電池モジュール及びパワーコンディショナを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品が、断線し、約1m焼失していた。 ○断線部分に熔融痕が認められた。 ○回収された当該製品の内1本(白)の表示方向が溶断部を境に反転していた。 ○当該製品の電気特性(耐電圧)、材料特性(引張試験、過熱変形試験)を測定した結果、劣化は認められなかった。 ○太陽光発電システムの発電や出力等に異常は認められなかった。 ●当該製品は、太陽光発電システムを設置・施工する際に中間接続されたものと考えられ、接続部で接触不良が発生し異常発熱したため、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
5	A201200832 平成25年1月11日(千葉県) 平成25年1月28日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しいが、電気部品から発火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードは途中で切断しねじり接続され、その接続部に熔融痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグは標準仕様のT型形状プラグから平行プラグに改造が行われていた。 ○当該製品の電源コードを改造した者及び時期は特定できなかった。 ●当該製品の電源コードは途中で切断されてねじり接続され、その接続部に熔融痕が認められたことから、当該接続部の接触不良によって過熱し、短絡により出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:30年
6	A201200833 平成25年1月12日(東京都) 平成25年1月28日	電気カーペット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体焼損部の内部を確認した結果、焼損部は当該電気カーペットのヒーター線が無い部分であり、近傍のヒーター線に変色や焼損の痕跡はなかった。 ○コントローラー等、他の部品に異常は認められなかった。 ○当該製品を通電確認したところ、正常に作動し、焼損部周辺のヒーター線の温度分布に異常は認められなかった。 ●当該製品に出火した痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201200850 平成24年9月26日(大阪府) 平成25年1月31日	ライター(ガス注入式)	(軽傷1名) 当該製品を点火したところ、顔面等に火傷を負った。	○台所で喫煙のために点火を試みたが固くて押しづらく、2～3回点火操作を行ったところ、突然炎が上がり毛髪に引火し、頭部、顔面に火傷を負った。 ○当該製品にガスは残っておらず、焼損や溶融等の異常は認められなかった。 ○当該製品は事故直後に台所の洗い桶に水没させており、このため、点火機構を支えるバネが腐食(錆が発生)し、点火機構(圧電着火)が正常に作動しなかった。 ○当該製品にガスを注入した結果、ガス漏れは認められなかった。また、点火レバーを操作し外部からの炎で着火したところ、炎の高さや燃焼状態に異常は認められなかった。 ●当該製品の事故時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A201200883 平成25年1月20日(東京都) 平成25年2月7日	脚立	(重傷1名) 階段で当該製品に乗って作業中、転倒し、負傷した。	○使用者は、段差のあるコーナー部に当該製品を設置し、天板にまたがって、壁紙を貼る作業していたところ、作業している側と反対方向に当該製品が転倒した。 ○当該製品の脚の先端には長さを調整できる伸縮部があり、支柱の伸縮部が付け根部分から内側に折れ曲がっていた。 ○破損した伸縮部の表面には、外側に引張による白化が認められた。 ○破損した伸縮部の硬度、肉厚及び寸法に異常は認められなかった。 ○伸縮部の長さをロックする機構に異常は認められなかった。 ○類似品の上から重量物落下させて脚部に当てたところ、当該製品と同じように伸縮部の付け根付近から内側に折れ曲がった。 ●事故発生時の詳細が不明のため、製品のバランスが崩れた原因は特定できなかったが、当該製品に構造的な異常は認められず、破損した脚が製品の内側方向に変形していることから、天板にまたがって作業していた使用者が、当該製品の上に落下し、身体を製品に接触するなどして脚が破損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A201200894 平成25年1月13日(神奈川県) 平成25年2月12日	電気温風機	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は、本体正面左側の焼損が著しい。 ○電源スイッチは、800Wの位置であった。 ○当該製品のガードに焦げた繊維片が付着し、掛け布団にガードの接触していた痕跡が認められた。 ○当該製品の電気部品、内部配線、電源コード等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、使用中に可燃物が接触し、可燃物が過熱されて発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201200936 平成25年2月10日(千葉県) 平成25年2月21日	充電器(デジタルカメラ用)	(火災) 当該製品に充電電池を装着しない状態で接続機器を介してコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のAC入力端子インレットの周辺に焼損が認められ、インレットの金属ピンが焼失していた。 ○焼損による欠落箇所を除いて電気部品に短絡や破損などの異常は確認されなかった。 ○当該製品は事故発生時、充電電池は装填されていなかった。 ○事故発生時、畳の一部が焼損したが、当該製品の焼損箇所と畳の最も焼損が著しい箇所は一致しなかった。 ○当該製品の回路基板とケースに当該製品には由来しない付着物が認められた。 ○事故現場にあった当該製品以外の製品(マルチ電源タップ、携帯電話充電器、短い延長コード)に内部から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、AC入力端子インレット付近の焼損が著しいため事故原因の特定には至らなかったが、内部の電気部品に発火の痕跡は認められないことから、水分や微小な異物が侵入し、当該部でトラッキング現象による異極間短絡が生じて出火に至った、または外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A201200972 平成25年2月12日(新潟県) 平成25年3月1日	除雪機(歩行型)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の燃料タンクを満タンにした後、除雪作業を開始し、約15分後に雪にはまって走行できなくなった。 ○当該製品は、雪に乗り上げ、前上がり約65度の姿勢で停止していた。 ○当該製品の燃料キャップは、外側のカバーが外れて内側の仕切り板がむき出しになっていた。 ○当該製品の燃料キャップは、適切な位置まで締め込まれていなかった。 ○事故時と同量の燃料を入れた燃料タンクを前後に傾けたとき、タンク内の液面が給油口の口金に達する角度は49度だった。 ○当該製品の燃料タンクの後方下部にはバッテリーが配置されていた。 ○当該製品のバッテリーの端子は、Ω状のターミナルを取り付けてねじで本体側と固定する構造となっていたが、事故後、プラス側の端子が外れていた。 ○バッテリーのプラス側の端子が外れた経緯は特定できなかった。 ●使用者が燃料キャップが破損した状態で当該製品を使用したために、当該製品が雪にはまって傾いた際に、むき出しとなっていた燃料キャップの仕切板のブリーザ穴から燃料が漏れ出して後方下部にあったバッテリーにかかり、バッテリーの端子が外れた際のスパークで着火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「燃料がこぼれていると火災事故を引き起こす原因となる」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201200977 平成25年2月19日(千葉県) 平成25年3月1日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の前面上部が著しく焼損していた。 ○当該製品より、約40cm程上部で乾かしていた洗濯物が落下し、焼損していた。 ○当該製品に洗濯物が接触し燃えた痕跡が認められた。 ○当該製品から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品から出火した痕跡が認められなかったことから、当該製品に落下した洗濯物が接触したため火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「洗濯物の下で使用しない。」と記載されている。	
13	A201200988 平成25年2月20日(神奈川県) 平成25年3月5日	電気ストーブ	(火災) 当該製品の電源を 切り、当該製品にタ オルをかけて就寝 中、異臭に気が付 確認すると、当該 製品及び周辺(タ オル)を焼損する 火災が発生して いた。	○当該製品のトップカバー部に、バスタオルの焼残物が付着していた。 ○ストーブ前面の樹脂枠の焼失が認められたが、当該製品から出火した痕跡は認められなかった。 ○使用者は、以前からスイッチの不具合(切から弱は点灯しない)を認識していた。 ○使用者は当該製品のヒーターが点灯していないことを確認し、バスタオルを掛けて就寝したが、起床時はヒーターが点灯していた。 ●当該製品にバスタオルをかけて放置したため、バスタオルが過熱され出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体には、「本体に衣類、タオルなどをかけない。」旨、記載されている。	
14	A201201012 平成25年3月6日(東京都) 平成25年3月12日	電気ミニマット	(火災、軽傷1名) 当該製品を布団の 中で足元に敷いて 使用中、当該製品 及び周辺を焼損 する火災が発生 し、1名が火傷 を負った。	○当該製品は布団の中で使用されていた。 ○クッション(ヒーター線の上側)とフェルト生地(ヒーター線の下側)の両方に長さ約10cmの焦げ跡が認められ、ヒーター線が接着箇所からずれて重なり合っていた。 ○温度ヒューズ(102℃)は溶断していなかった。 ●当該製品を布団の中で使用していたことから、ヒーター線がずれて重なり合い異常発熱し、内部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「就寝用暖房器具として使用しない、段差のない平らな場所に敷く」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201300005 平成24年12月25日(神奈川県) 平成25年4月2日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 バランスを崩して転倒し、負傷した。	○使用者は、階段の踊り場に設置した当該製品の天板から一段下の左右の踏ざんに足を乗せて、天板をまたぐ形で照明の拭き掃除をしていた。 ○使用者がバランスを崩して階段の上り側に転倒した際、当該製品は、折り畳まれた状態で階段上に倒れた。 ○転倒した使用者は、階段を滑り落ち、倒れていた当該製品の天板に体をぶつけた。 ○事故発生時に当該製品の開き止め金具がロックされていたかは特定できなかった。 ○当該製品の天板の一部に変形が認められたが、それ以外に変形や破損は認められなかった。 ○当該製品の開き止め金具は、天板が変形したために、ロック位置まで開かなくなっていたが、金具と支柱の付け根部分に緩みはなく、変形等の異常も認められなかった。 ○天板及び踏ざんの固定ビスに緩みはなかった。 ○同等品の天板に400kg(耐荷重の4倍)のおもりを乗せたが、変形、破損等は認められなかった。 ○折り畳んだ状態の同等品の天板端部に衝撃荷重を加えたところ、当該製品と同様に天板にねじれが生じた。 ●事故発生時の当該製品の開き止め金具の状態や使用者の状態が不明のため、原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、バランスを崩した使用者が当該製品とともに転倒した際に、当該製品に身体の一部が天板に接触して破損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品はSGマークを取得している。	
16	A201300020 平成25年3月25日(新潟県) 平成25年4月9日	ワイヤレスコントローラ(テレビゲーム機用)	(火災) 火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の樹脂ケース下面が溶融していた。 ○当該製品の内蔵リチウムイオンバッテリーからガス噴出及び電解質の漏出は認められなかった。 ○回路基板、USBコネクタ、その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○動作試験としてゲーム機本体とバッテリーを外した当該製品をUSBケーブルで接続し、ON/OFF動作させたが、正常な状態であることが確認された。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201300023 平成25年3月29日(北海道) 平成25年4月10日	電気洗濯機	(火災) 宿泊施設でブレーカーが作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、事故発生時、使用されていなかった。 ○当該製品の開閉用上蓋全体と上面のバックパネル下に位置する電装部品収納部分に著しい焼損が認められた。 ○バックパネル下に配置されている、給水弁、蓋スイッチ、水位センサー及び風呂水ポンプ用トランス等の電気部品や配線に断線や溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板及び操作基板に溶融痕等の出火の痕跡はなく、洗濯モーター及び排水弁モーター等の底部の部品には焼損は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造年から約5年と推定)
18	A201300026 平成25年2月23日(東京都) 平成25年4月11日	電気あんか	(重傷1名) 当該製品を使用して就寝中、太股に低温火傷を負った。	○使用者は当該製品をタオルで包み、身体に接触させて使用していた。 ○当該製品の表面温度は仕様範囲内であった。 ○同等品の表面温度の最高値は、「弱」で35.4℃、「強」で61.4℃であった。 ○温度調節ダイヤルは「弱～中～強」と連続的に調節できるものであった。 ●当該製品を使用者が身体に接触させて使用していたことにより、低温火傷に至ったものと推定される。 なお、本体表示及び取扱説明書には、「身体から離して使用すること」、「低温やけどの恐れがある」旨、記載されている。	
19	A201300050 平成25年3月25日(青森県) 平成25年4月19日	液晶テレビ	(火災) 異音が出たため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品のACアダプターが置かれていたカラーボックス内から上方に放射状に焼損していた。 ○ACアダプターの電源コードは、束ねてカラーボックス内に収められていた。 ○ACアダプターに接続された電源コードの芯線は、AC入力部のブッシング近辺で断線し、溶融痕が認められた。 ○電源コードの溶融痕の解析を行ったところ、一次痕と推定された。 ●詳細な使用状況が不明であるが、当該製品の電源コードを束ねる等した際の圧迫や屈曲等により半断線状態となり、発熱、スパークにより周辺の可燃物に着火し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、ACアダプターの電源コードのAC入力部は、電気用品安全法に基づく技術基準の折り曲げ試験に適合していた。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201300074 平成25年3月11日(山梨県) 平成25年4月30日	電子レンジ	(重傷1名) 当該製品を移動させようとしたところ、右手を負傷した。	○使用者は、両手で当該製品の両側面の下部中央を持っていた。 ○使用者はバランスを崩して手を滑らせ、右手の親指以外の指に裂傷を負った。 ○裂傷を負った部分は手のひら側の指の第一関節に近い部分であった。 ○当該製品の外観に変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品の側面板は、縁部が底板側に折り返された構造となっており、右側面板については、縁部と底板との間に上下約7mmの隙間が生じていた。 ○右側面板の縁部の端面に鋭利さがないかUL規格に基づいて調査した結果、鋭利さは認められなかった。 ●当該製品の詳細な事故時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、当該製品を移動しようとして持ち上げた際に体のバランスを崩して、指先が底面のエッジ部分に強く接触して擦れたため、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
21	A201300077 平成25年3月20日(岡山県) 平成25年4月30日	照明器具	(火災) 駐輪場に設置された当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は表側(照明側)の焼損が著しいものの、内部の電源基板及びLED基板には、出火痕跡は認められなかった。 ○電源配線は、屋外配線と閉端接続子によりカシメ接続されていた。 ○当該製品内部に引き込まれた屋外配線の芯線に工具等により切断された形跡と溶融痕が認められた。 ●当該製品の設置工事作業の際に、当該製品の電源配線につながる屋外配線の芯線が工具等で切断された状態で通電が継続したため、接触不良により発熱し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
22	A201300079 平成25年4月21日(神奈川県) 平成25年4月30日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが、フタは開いた状態で運転はしておらず、食器類は入っていなかった。 ○当該製品の樹脂製の部分は、底面の一部を除き焼損が著しかった。 ○当該製品内部の電気部品(基板、ヒーター等)、内部配線及び電源コード等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
23	A201300088 平成25年4月24日(東京都) 平成25年5月7日	延長コード	(火災) 事務所で当該製品 及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品のコードに溶融・溶断は認められなかった。 ○マルチタップに出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火した痕跡が認められなかったことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201300094(ACアダプター(ノートパソコン用))と同一事故
24	A201300109 平成25年5月2日(北海道) 平成25年5月13日	携帯電話機	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品は折りたたみ式の携帯電話であり、事故当時、充電中ではなかった。 ○当該製品の下筐体の電池蓋側表面に著しい焼損が認められ、電池パックは、膨張、焼損していたが、外装缶に変形等がなく、セル内部の電極には、内部短絡の痕跡が認められなかった。 ○下筐体のキー操作面に焼損はなく、内部基板についても焼損は認められなかった。 ○上筐体側の液晶ディスプレイに焼損はほとんど認められず、同等品の下筐体を使用し電源を供給したところ正常に作動した。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
25	A201300121 平成25年4月7日(新潟県) 平成25年5月17日	脚立(踏み台兼用)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 転倒し、負傷した。	○使用者は、和室の押し入れ上部天袋の引戸を開けるために、手に何も持たずに当該製品に乗ったところ、製品と一緒に畳の上に転倒し、製品の一部に身体が挟まった。 ○使用者は、転倒する直前に当該製品のどの位置に脚を乗せていたか、当該製品がどの方向に倒れたか、身体のとどこが製品のどこに挟まったのか、覚えていなかった。 ○当該製品の昇降面の左前支柱が、第一踏さんの取付位置で破断しており、昇降面幅方向の踏さん側に曲がった痕跡が認められた。 ○SG基準を適用し同等品の最下段の踏さんの端部に1.9kNの垂直荷重を加えたところ、踏さんの取付け部が破損することはない、支柱にも異常は認められなかった。 ○破損した支柱の破断部の形状、肉厚、硬さなどは、当該製品の仕様を満たしており、異常は認められなかった。 ○破断面には、疲労破壊の痕跡は認められなかった。 ●当該製品が転倒した際の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度や寸法に異常が認められず、支柱が内側に変形し、破面にも疲労破壊の痕跡が認められなかったことから、使用中にバランスが崩れ、使用者が落下する際に当該製品の脚部に身体の一部があたるなどして事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A201300126 平成25年4月10日(東京都) 平成25年5月20日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品の天板にまたがり、上から1段目の踏ざんに左右の足をかけて植木の結束作業をしていたところ、後方に転落した。 ○事故現場は使用者の自宅の玄関外であり、飛び石状に設置されていた敷石の上に、当該製品を置いて使用していた。 ○当該製品の破断した脚部の硬度、板厚及び寸法に異常は認められなかった。 ○当該製品の支柱の脚の破断部は、内側部分にへこみがあり、外側部分にネッキングが認められた。 ●当該製品の折損した脚部の硬度、肉厚及び寸法に異常が認められず、支柱の脚部に内向きの力が加わった痕跡が認められることから、使用中に当該製品の脚が敷石から落ちるなどして製品のバランスが崩れ、転倒する使用者が製品に接触して荷重が製品脚部に加わって破損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体表示及び取扱説明書には、「踏み台が安定しない場所での設置は、踏み台が傾いて転倒転落事故のおそれがある」旨、記載されている。	
27	A201300134 平成25年4月22日(広島県) 平成25年5月21日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○前輪の回転は円滑で異常は認められなかった。 ○前輪スポークに湾曲は認められなかった。 ○前ホークが後ろ方向と左方向に変形していた。 ○前輪タイヤに横滑りの痕跡があった。 ●当該製品は事故の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、ハンドルが急旋回したために前輪がロックされて転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
28	A201300139 平成25年5月14日(広島県) 平成25年5月23日	IH調理器	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品のガラス製トッププレートには右側のIHヒーター一部にひび割れがあり、それに沿って裏面に異物が付着していた。 ○当該製品のメイン基板が著しく焼損し、一部が焼失していた。 ○メイン基板以外の電気部品や配線に異常は認められなかった。 ●当該製品のトッププレートのひび割れから徐々に煮汁等の液体が垂れこんでメイン基板まで流れ込み、トラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「トッププレートにひびが入ったり割れたりした場合、過熱や異常動作・感電の原因となる恐れがあるため、専用回路のブレーカーを切り、すぐに修理を依頼する」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
29	A201300154 平成25年5月19日(神奈川県) 平成25年5月28日	照明器具(センサー付き)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、店舗外壁に設置されており、従業員が往来していた。 ○当該製品は、ハロゲンランプ(150W)1灯のセンサーライトで、外壁面に取り付けた当該製品の前面によらずの入った袋が接触するように立て掛けられていた。 ○防犯カメラによれば、出火直前に当該製品が点灯し続けて白煙が出ていた。 ●当該製品のランプ面によらずが入った袋が接触していたため、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「燃えやすいものをかぶせないで下さい。」、本体には、「燃えやすいものの近くで使用しない。」旨、記載されている。	
30	A201300178 平成25年5月24日(千葉県) 平成25年6月6日	IH調理器	(火災、軽傷1名) 当該製品の上でカセットコンロを使用中、爆発する火災が発生し、当該製品の周辺を焼損、1名が負傷した。	○事故発生時、当該製品の上にカセットコンロが置かれていた。 ○当該製品の上に置かれていたカセットコンロ底部の板金部分に円形の変色が認められ、その位置は、カセットコンロ下にあった当該製品の加熱コイルの位置と対応していた。また、カセットコンロ底部の樹脂製脚足に溶融が認められた。 ○当該製品とカセットコンロの底部の板金は約2cmの隙間があった。 ○同等品と板金を用いて再現試験を行ったところ、板金の高さを2.5cm浮かせ加熱した際、板金が約240℃まで上昇した。 ○当該製品は、ノイズや誤作動に関するJIS規格を満足していた。 ●当該製品上にカセットコンロを設置した状態で、使用者が誤ってIHヒーターのスイッチを入れたことにより、カセットコンロ底部の板金が加熱され、カセットコンロにセットされていたガスボンベが破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「鍋以外のものは載せない」旨、記載されている。	
31	A201300188 平成25年5月29日(山口県) 平成25年6月10日	哺乳瓶	(重傷1名) 異常に気付き確認すると、当該製品が破損しており、幼児(1歳)が左手を負傷していた。	○授乳後、母親がキッチンで洗い物をしていると、ベランダで長女(2歳)が騒いだので見てみたところ、使用者(1歳1か月・男児)が転んでおり、当該製品が割れ、左手からひどい出血をしていた。 ○当該製品に外部からの衝撃力によって破損した痕跡が認められた。 ○当該製品の破損に残留熱ひずみが関与した痕跡は認められなかった。 ○当該製品は製造時に異常はなかった。 ●当該製品は外部からの衝撃力によって破損し、割れた破片で使用者が負傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品はJIS規格を満足しており、取扱説明書には、「お子さまには、決して一人では持たせない。落としたり、転んだりした際に割れて危険である」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
32	A201300194 平成25年6月6日(広島県) 平成25年6月13日	エアコン	(火災) 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生した。	○当該製品のファンモーターのコネクター端子間が著しく焼損し、異極間でトラッキング現象が発生していた。 ○当該製品は、8か月前にリフォーム業者によってエアコンクリーニングが実施されていた。 ○ファンモーターのコネクターの位置が正規位置ではなく、ドレンパンの上部となる前寄りに取り付けられていた。 ●当該製品のファンモーターコネクター部にエアコンクリーニング時の洗浄成分が浸入したか、クリーニング後のファンモーターの再組立時にコネクターの位置を正規位置に戻さなかったことにより結露水が浸入しやすい状態となったため、コネクター部でトラッキング現象が発生し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、日本冷凍空調工業会のホームページにおいて、「エアコンの内部洗浄は、高い専門知識を有する業者に依頼をしてください。お買い上げの販売店、メーカーのサービス窓口にご相談されると安心です。」と注意喚起している。	・使用期間:約11年 10か月使用
33	A201300197 平成25年6月5日(埼玉県) 平成25年6月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の左側外郭樹脂に焼損が認められた。 ○当該製品内部の基板、ファンモーター、圧縮機等の電気部品に焼損は認められなかった。 ○事故当時、当該製品は使用されていなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:13年
34	A201300211 平成25年4月22日(長野県) 平成25年6月21日	電気毛布	(重傷1名) 当該製品を使用して いたところ、右足に 低温火傷を負った。	○毛布本体表面の一部に変色跡はあるが、毛布内部のヒーター線のよじれは認められなかった。 ○温度調整のためのスライド式スイッチは、弱から強まで摺動性は一定であり、特定のひっかかり等は認められなかった。 ○ヒーター線及び温度検知線の抵抗値、コントローラーの電気回路に異常は認められなかった。 ○使用者の毛布の敷き方を再現した試験で異常な温度上昇は認められなかった。 ○本体及び取扱説明書には、「低温火傷のおそれがあるので、皮膚感覚の弱い方は特に注意が必要なこと、1日1回毛布を広げ直す」旨、記載されている。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
35	A201300233 平成25年3月2日(群馬県) 平成25年7月4日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生の数日前、当該製品の電源を入れたが、暖まらず、揺ると暖まることがあった。 ○使用者は掃除機をかけた際に当該製品に椅子を接触させ、そのままの状態外出し、戻ると当該製品・椅子及び周辺を焼損していた。 ○当該製品は外郭の一部に焼損や熱変形、ヒーターガードに炭化物の付着等が認められたが、電気部品や配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は運転可能であり、作動に異常は認められなかった。 ○転倒時オフスイッチ内部に異常は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
36	A201300249 平成25年6月14日(兵庫県) 平成25年7月11日	充電器(デジタルカメラ用)	(火災) 当該製品にリチウムイオンポリマーバッテリーを装着し、延長コードを介して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は内部より外郭の焼損が著しく、内部のプリント基板の周辺部が一部欠損していたが原形を留めており、残存していた主要部品には発火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源一次側の電流ヒューズは溶断していなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201300250(リチウムイオンポリマーバッテリー(デジタルカメラ用))と同一事故
37	A201300250 平成25年6月14日(兵庫県) 平成25年7月11日	リチウムイオンポリマーバッテリー(デジタルカメラ用)	(火災) 充電器に当該製品を装着し、延長コードを介して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しいものの内部からの発火の痕跡は認められなかった。 ○プリント基板は原形を留め、IC等の部品が発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は内部からの発火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼によるものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201300249(充電器(デジタルカメラ用))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
38	A201300251 平成25年1月16日(東京都) 平成25年7月11日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の庫内を 焼損する火災が発 生した。	○外観に発煙・発火等の痕跡は認められなかった。 ○庫内に食品カスや汚れの付着が認められた。 ○庫内右側面の導波管カバー及びその周辺に焼損が認められた。 ○マグネトロンのアンテナ部にスパークによる変色が認められた。 ○導波管カバーの裏面に食品カスや汚れは認められなかった。 ○他の電装部品に異常は認められなかった。 ●当該製品の庫内右側面の導波管カバー付近に付着していた食品カスが繰り返し使用による加熱によって徐々に炭化し、スパークが発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「庫内や付属品に食品カスなどが付いたまま加熱しない。火花や発火、焦げる原因になる。」旨、記載されている。	
39	A201300258 平成25年5月2日(群馬県) 平成25年7月12日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて、 砂利道の下り坂を歩 行中、滑って転倒し、 右足を負傷した。	○使用者が、急な下り坂を歩いていたら、左足が滑って転倒し、右足首をひねって骨折した。 ○転倒場所の地面には、大小の砂利が混ざり合っていたほか、斜度が約18.4～21.8度であった。 ○当該製品は、傾斜や不安定な状態を意図的に作り出すことによって、トレーニング効果を生み出すことを目的とした製品であった。 ○当該製品の靴底は、かかとの半分程度がすり減っており、特に右足のかかと外側の摩耗が激しく、ミッドソールが露出していた。 ○当該製品を履いて被験者に歩行してもらったところ、明らかな異常や、滑りなどは認められなかった。 ○当該製品は、靴底の形状によって不安定な状態を意図的に作り出し、トレーニング効果を生み出すことを狙った製品であり、注意書きに当該製品の特徴が記載されていた。 ●当該製品に異常が認められないことから、当該製品を履いて急な下り坂の砂利道を下る際に、使用者がバランスを崩して転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、注意書きには、「事故防止と安全のため、階段や坂など段差のある場所、また、滑りやすい場所などでの使用は充分注意する」旨、また、取扱説明書には、「すり減ったソールなど劣化が進んだシューズは怪我の原因となる恐れがありますのでご使用を中止する」旨、記載されていた。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201300259 平成25年6月29日(高知県) 平成25年7月16日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、 異臭に気づき確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の両側面の排気口に熱変形があり、後方の排気口部に焼損が認められた。 ○排気口付近の電源入力部のメイン基板には、穴あきが認められ、当該穴あき部には、異極(AC100V)となるパターンが含まれていた。 ○下ケース内部にゴキブリの死骸及び卵鞘が多数認められた。 ●当該製品のメイン基板の電源入力部が著しく焼損し穴が開いていたことから、当該穴あき部の異極間(AC100V)において、当該製品内部に認められたゴキブリの死骸等によりトラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
41	A201300318 平成25年7月26日(和歌山県) 平成25年8月6日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の熱交換器の銅管が左側面の一箇所亀裂が生じ破裂し冷媒が吹き出した形跡が見られ、破裂箇所周辺のアルミ製フィンに熱による溶融と銅管の破裂の圧力による変形が認められた。 ○当該製品の本体左側面のグリル(板金)の下部と上部に焼けが見られたがファンモーターを含む電装部品や内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:6年
42	A201300321 平成25年7月31日(福岡県) 平成25年8月7日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災が発生した。	○事故当時、当該製品の電源はOFFであった。 ○当該製品は電気部品が実装されていない本体左側の焼損が著しかった。 ○製品内部の電気部品及び内部配線に溶融痕や発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、外部からの燃焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:16年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A201300341 平成25年7月26日(千葉県) 平成25年8月13日	電子レンジ	(火災) 当該製品でプラスチックの容器に入れた食品を加熱後、外出したところ、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○当該製品の庫内に食品が燃えた際のススの付着が認められた。 ○庫内のターンテーブルが破損していた。 ○当該製品は事故後も正常に作動した。 ○当該製品を使用し、食品を加熱した再現テストの結果、約15分の加熱で発火・発煙が認められた。 ●当該製品で長時間食品を加熱したため、過加熱により庫内の食品が発火し、庫内を焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「食品や飲物は加熱しすぎない、発煙・発火の原因になる」旨、記載されている。	
44	A201300354 平成25年8月3日(愛知県) 平成25年8月20日	自転車(フレーム)	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○当該製品(ロードバイク)で舗装路を直進中、突然転倒していた。 ○当該製品はカーボン製の前ホークが左右ともに折損していた。 ○右ホークの折損部と同じ位置に右スポークの変形が認められ、前ホーク後側には異物が接触した擦り傷が付着し、全周の1/4のスポークが連続して折損・変形していた。 ●当該製品で走行中、前輪右側に何らかの異物を巻き込んだため、右ホークが折損するとともに前輪がロックし、その衝撃で左ホークも折損し、転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
45	A201300356 平成25年7月9日(和歌山県) 平成25年8月20日	収納棚	(重傷1名) 事務所で当該製品の引き出しから書類を取り出して作業中、当該製品が転倒し、右足の小指を負傷した。	○使用者が当該製品の上段の引き出しを開けていたところ当該製品が転倒し、近くにいた使用者の足に当たり指を骨折した。 ○当該製品は、3段の引き出しのある収納棚で、壁固定や床固定等の転倒防止措置が施されていないかった。 ○当該製品は上段の引き出し口に転倒による変形が認められたが、他に異常はなかった。 ○上段の引き出しには多くの書類を収納し、中・下段には少量の書類を収納していた。 ○当該製品はJIS S1033オフィス用収納家具の安定性の規格を満たしていた。 ○取扱説明書には、「単体で使用するときは、壁・床固定するかバランスウェートを装着する」、本体には、「各引き出しへバランスよく収納する」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、転倒により上段の引き出しが変形していたものの他に異常はなかったことから、転倒防止措置を施さずに設置されていたため転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A201300359 平成25年8月12日(福岡県) 平成25年8月22日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故発生の半年前に、業者によるエアコンクリーニングを実施していた。 ○当該製品のファンモーターのコネクター部が著しく焼損しており、コネクター端子に溶融痕が認められた。 ○ファンモーターのコネクターの樹脂部分から、エアコン洗浄剤の成分が検出された。 ●当該製品のファンモーターのコネクター部に、エアコンクリーニングの洗浄剤が付着したため、コネクター端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「エアコン内部の洗浄は、高い専門知識が必要で、消費者自身が、市販の洗浄剤で洗浄すると故障することがあり、販売店、または、お客様相談窓口にご相談すること。」旨、記載されているとともに、(一財)日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある」旨、注意喚起を行っている。	・使用期間：不明 (製造時期から9年と推定)
47	A201300364 平成25年6月27日(兵庫県) 平成25年8月22日	椅子	(重傷1名) 当該製品に着座中、 椅子枠から座面が外 れて転倒し、負傷した。	○使用者が、当該製品にカバーを付け腰掛けていたところ、椅子枠に固定されている座面が外れて転倒し頸部及び左肩に打撲を負った。 ○当該製品は購入者が組み立てる商品であるが、外れた座面は本来座面前後の袋縫い部分に通す横木が通されていなかった。 ○誰が当該製品を組み立てたかは、使用者の供述が曖昧であり不明である。 ○座面の正面から見て右側は椅子枠から外れており、椅子枠のステーブル打たされた部分が打たれたラインに沿って破損していた。 ●組立者が当該製品を組み立てる際、座面の前後の袋縫い部分に横木を通していなかったため、座面に加わる荷重を座面左右端部のステーブラー固定された部分のみで保持する状態となり、座面端部が外れ転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、組立説明書には、横木を座面の袋縫いに通す手順が横木の向きとともに図示されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
48	A201300365 平成25年8月6日(福岡県) 平成25年8月26日	電気湯沸器	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品は譲渡品であり、電源プラグは当該製品の付属品ではないものに交換され、電源コードが規定の長さよりも短くなっていた。 ○マグネットプラグ本体のコードプロテクター付近において、電源コードが断線してねじれており、断線部先端に溶融痕が認められた。 ○当該製品の内部部品に異常は認められなかった。 ●当該製品は譲渡品であり、以前の使用状況等が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、マグネットプラグ部のコードプロテクター部に過大な力が加わったために半断線が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。	
49	A201300368 平成25年8月14日(兵庫県) 平成25年8月26日	空気清浄機	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は前面パネルに焼けは認められなかったが、本体外郭の背面と天面は著しく溶融しており、側面及び底面にも一部溶融が認められた。 ○フィルターは前面下方の吸込口付近から上部の吹出口付近にかけて焼失していた。 ○表示基板、電源基板、モーターなどに発火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品のすぐ前に灰皿を置き、使用していた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、運転中に外部から火種が前面パネル下方より侵入し、フィルターに付着し発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、発煙に気づいた使用者が前面パネルを開けたことにより発火し、上部吹出口に向かって燃え上がったものと推定される。	
50	A201300370 平成25年8月13日(山口県) 平成25年8月27日	電気洗濯機	(火災) 異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品外郭は上側、前側及び左右両側が著しく焼損していたが、後ろ側に焼損はほとんど認められなかった。 ○洗濯・脱水槽の後側及び下側に焼損は認められなかった。 ○当該製品の電装部品・配線に出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から約20年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
51	A201300419 平成25年9月3日(熊本県) 平成25年9月13日	携帯電話機	(火災) 当該製品を充電中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の本体表示部、メイン基板、バッテリー及び充電器に、異常は認められなかった。 ○本体充電コネクター付近に液体が浸入した痕跡が認められた。 ○本体充電コネクター付近にあるサブ基板からメイン基板につながるケーブルが異常発熱により焼損していた。 ●当該製品内部に液体が浸入した経緯は不明であるが、液体の浸入により充電時に製品内部で異常発熱が生じたため、ケーブルが焼損し、その影響でソファの一部を焦がしたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「水などの液体をかけないでください。また、水やペットの尿などが直接かかる場所や風呂場など湿気の多い場所での使用、または濡れた手での使用は絶対にしないでください。感電や電子回路のショート、腐食による故障の原因となる。」旨、記載されている。	
52	A201300424 平成25年9月6日(兵庫県) 平成25年9月17日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品で、哺乳瓶消毒用の煮沸容器に樹脂製の哺乳瓶2本と水を50ml入れ、加熱していたところ、約2分50秒経過したところで扉上部から炎が上がった。 ○当該製品は、扉上部の扉カバーと扉枠の嵌合部分に焼損が認められたが、製品内部の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品を使用して、類似の哺乳瓶消毒用煮沸容器を用いた再現試験を行ったところ、焼損していた扉の同一箇所ですパークによる発煙・発火が認められた。 ○庫内に200mlの水を入れたビーカーを置いて、事故発生時と同一設定(電子レンジ600W、5分間)で運転したところ、正常に水が加熱され発煙・発火等の異常は認められなかった。 ●当該製品は正常に作動しており、扉カバー及び扉枠の上部のみ焼損していることから、軽負荷の煮沸容器を加熱したことにより、扉カバーと扉シーリングの嵌合部の隙間に付着していた食品カス等の異物にマイクロ波の電界集中が起こり、スパークが発生して扉カバー及び扉枠が発煙・発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「哺乳瓶(消毒バッグ)などは加熱しない。過熱して火災の原因になる。」、「食品や肉汁などで汚れたままにしない。電波が汚れた部分に集中して、火花の発生・発煙・発火などの恐れがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
53	A201300426 平成25年9月9日(兵庫県) 平成25年9月18日	IH調理器	(火災) 当該製品で調理中、 その場を離れたところ、 異音が生じたため 確認すると、周辺を 焼損する火災が発生 していた。	○使用者は調理中にその場を離れていた。 ○油の量は少量であった。 ○製品内部に異常は認められなかった。 ○油量900g、底が平らな鍋で加熱した結果、設定温度とほぼ同一の油温となった。 ●当該製品に異常が認められないことから、少量の油で調理中にその場を離れたために油が過熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「揚げ物をするときは側から離れない」、「900g未満の油では調理しない」旨、記載されている。	
54	A201300431 平成25年8月下旬(兵庫県) 平成25年9月20日	インターホン	(火災) 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生した。	○本体下面から正面にかけて外郭ケースが溶融・変形し、表面にススの付着が認められた。 ○電源コードは当該製品の本体出口部から約30cm付近で断線し、先端に溶融痕が認められ、当該製品までの絶縁被覆が焼損していた。 ○本体内部の基板や電気部品を確認したところ、焼損等の異常は認められなかった。 ○焼損した電源コードを交換し、子機を接続して通電確認したところ、モニター画像や通話機能等に異常は認められず、正常に作動した。 ○当該製品の断線した電源コードを柱伝いに伸ばして復元すると、断線した電源コードの先端部分と、柱に刺さった画鋸の位置がほぼ一致した。 ●当該製品は出火の痕跡がなく、本体の機能には異常が認められなかったことから、外的要因により電源コードが損傷して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
55	A201300434 平成25年7月5日(和歌山県) 平成25年9月24日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて歩 行中、左足をひねっ て転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品を履き、ご主人と下り坂を歩いていたところ、小石を左足で踏み、足首をひねって転倒し、左足くるぶしを骨折した。 ○靴底は、両足とも前方の外側部分が摩耗しており、特に左足の前部箇所への摩耗が著しかった。 ○被験者3人による試し履き試験(乾燥状態のコンクリート及び鉄板上を歩行)では、全く滑らないとの評価が得られた。また、JIS T8101安全靴を準用した靴底滑り試験の結果、基準値を満たしていた。 ○当該製品には、正しい靴の着用について取扱説明書及び注意表示により、注意喚起しているが、使用者は読んでいなかった。 ●当該製品に滑りの問題は見られないことから、使用者は靴底が摩耗した当該製品を履いて下り坂を歩いていた際に小石を踏み、バランスを崩して転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「すり減ったソールなど摩耗、劣化が進んだフットウェアは怪我の原因となる恐れがあるのでご使用を中止する」、「事故防止と安全のため、階段や坂など段差のある場所、また、滑りやすい場所などでのご使用は充分注意する」旨、記載されている。	
56	A201300438 平成25年9月3日(福岡県) 平成25年9月24日	電気ポンプ(井戸用)	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品は故障していたが、ブレーカーの入り切りにより、安全装置のリセットを繰り返しながら使用を続けていた。 ○販売事業者は当該製品を修理中に、延焼防止用の制御基板カバーを外したままブレーカーを落とした。 ○その後、当該製品と同系統の電源に接続されていた車庫用電動扉を使用者が開けようとしてブレーカーを入れて出火した。 ●当該製品は故障した状態であったが、使用者がブレーカーの入り切りで安全装置をリセットし、使用を繰り返したことで安全装置が正常に機能しなくなり、当該製品を修理中にブレーカーを入れたため出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A201300453 平成25年9月18日(東京都) 平成25年9月30日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電気部品のない本体左側の焼損が著しかった。 ○本体右側の機械室に焼損は認められなかった。 ○当該製品の電気部品は残存しており、出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造期間から5年 ~7年と推定)
58	A201300463 平成25年9月25日(京都府) 平成25年10月8日	加湿器	(火災) 当該製品を使用中、 異音が生じたため確認 すると、当該製品の 電源コード及び周辺 を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は原形を留め、DC入力ジャック部付近から上方に向け外郭にススが付着していた。 ○当該製品に付属しているACアダプターのDC出力コードのDCプラグ部付近で被覆が焼損し芯線に熔融痕が認められた。 ○当該製品のDC出力コードはDCプラグのコードブッシング部で鋭角に折り曲げられた状態で使用されていた。 ●当該製品に付属しているACアダプターのDC出力コードのDCプラグ部付近で被覆が焼損し芯線に熔融痕が認められたことから、外部からの過度な機械的なストレスによりコードの芯線が短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、引っ張ったり、高温部に近づけたり、重い物をのせたり、挟み込んだり、加工したりしない」旨、記載されている。	
59	A201300465 平成25年9月27日(東京都) 平成25年10月10日	ACアダプター(携帯 電話機用)	(火災) 携帯電話機を接続 せず、当該製品をコ ンセントに接続して いたところ、当該製 品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○ACアダプター本体側に異常は認められなかった。 ○充電コネクタ内部のハウジング樹脂に熔融が認められた。 ○充電コネクタをX線解析した結果、コネクタ内部接点のプラス端子に熔融が認められた。 ●当該製品の使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の充電コネクタ内部のハウジング樹脂の熔融以外に異常が認められなかったことから、当該コネクタの接続口に異物が侵入しショートしたため、異常発熱し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
60	A201300468 平成25年9月28日(大阪府) 平成25年10月10日	脚立(アルミニウム 合金製)	(重傷1名) 当該製品に乗って作 業中、転倒し、負傷 した。	○当該製品を脚立状態にし、最上段踏ざんをまたいで自宅玄関の木の手入れ作業中、使用者が降りようとしたときに転倒し、右手首関節を骨折した。 ○当該製品の設置場所は平坦ではなく、傾斜のある場所であった。 ○当該製品昇降面からみて左支柱の端部が、踏ざん接合部周辺より内側に折損しており、右支柱にも内曲がりが見えられた。 ○破断面に汚れは見られず、延性的かつ急速に破断したことを示す様相が認められた。 ○支柱の肉厚は設計許容値内であった。 ○支柱の強度は該当するSG基準の強度を満たしていた。 ●事故時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、使用者が当該製品から降りようとした際、バランスを崩して転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
61	A201300485 平成25年10月6日(滋賀県) 平成25年10月17日	電気がま	(火災) 当該製品のタイマー をセットした後、異音 がしたため確認する と、当該製品及び周 辺を焼損する火災が 発生していた。	○コードリール内部と周辺樹脂部分が焼損していた。 ○基板、内部配線及びヒーター等の内部部品には出火の痕跡は認められなかった。 ○IH基板上の電流ヒューズは溶断していなかった。 ○コードリール部の配線に手より接続の跡があり、当該箇所著しい焼損と溶融痕が認められた。 ○使用者がコードリール部の修理を行っていた。 ●当該製品のコードリール部の配線が手より接続されていたため、当該接続箇所が接触不良により異常過熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「自身で修理したり改造しない」旨、記載されている。	
62	A201300493 平成25年10月2日(東京都) 平成25年10月21日	加湿器	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発 生した。	○マグネットプラグ及び受部の金属面は錆が発生し、マグネットプラグ端子及び受部のピンは溶融していた。 ○液体がマグネットプラグ受部に流れた痕跡が認められた。 ○マグネットプラグ受部以外に異常は認められなかった。 ●当該製品のマグネットプラグ受部に液体が付着したことにより、トラッキング現象が生じて火花が散ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書(本体表示)には、「本体を水につけない、水をかけない。本体底面・吸気口・マグネットプラグ受け・送風口から水が回りこんで、火災・感電・ショートの原因になる」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
63	A201300495 平成25年9月24日(千葉県) 平成25年10月21日	靴	(重傷1名) 学校で当該製品を履いて歩行中、振り向いた際に転倒し、負傷した。	○使用者がグラウンドの遊具のある場所を歩いていたところ、後方から呼び止められて振り向いた際に、右足の踵部分が土中から出ている遊具タイヤに引っ掛かって転倒した。 ○当該製品は約10ヶ月間使用されていたが、使用者は事故以前に異常を感じたことはなかった。 ○当該製品のアウトソールには事故以前の使用で損傷した箇所があったが、その他に製品外観上の異常は認められなかった。 ○試し履き試験において、滑りやすい等の異常は認められなかった。 ○事故発生時の事故現場の地面の状態は特定できなかったが、事故の7日前から雨は降っていなかった。 ●当該製品のアウトソールには事故以前に損傷した箇所があったが、歩行に影響する異常が認められなかったことから、使用者の踵が遊具に引っ掛かってバランスを崩し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
64	A201300503 平成25年9月28日(神奈川県) 平成25年10月24日	携帯型音楽プレーヤー	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のリチウムイオンバッテリーには、内部短絡の痕跡は認められなかった。 ○他の部品から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
65	A201300512 平成25年9月29日(東京都) 平成25年11月5日	鍋	(重傷1名) 当該製品で調理中、 当該製品が転倒し、 内容物がこぼれて足 にかかり、火傷を 負った。	○事故発生時、使用者は、ガスこんろのごとくの上当該製品を置いており、製品の取っ手は握っていなかった。 ○使用者は、当該製品で玉ねぎをゆでていたが、玉ねぎや水の量は不明であった。また、当該製品が置かれていたガスこんろの詳細も特定できなかった。 ○事故発生時に、当該製品のガラス蓋が使われていたかは不明である。 ○SG基準(OPSA0123クッキングヒーター用調理器具)を適用し、当該製品をガラス蓋を取った状態で水平な台上に静置したところ、がたつき等は認められなかった。また、満水容量の水を入れてガラス蓋をかぶせた状態で、板の上に載せ、取手を下方向にして15° 傾斜させた状態でも、当該製品は転倒することなく、安定していた。 ○当該製品に満水容量の20%以上の水が入れた場合、ガラス蓋及びSIセンサーの有無にかかわらず、当該製品は安定することが確認された。 ○事故品を同等品と比較した結果、重量や寸法に大きな差異は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にがたつきや変形も認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
66	A201300519 平成25年10月22日(大阪府) 平成25年11月5日	脚立(三脚)(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品の段を登っていたところ、転倒し、負傷した。	○当該製品を庭に設置し、使用者が庭木の剪定作業のため3段目まで昇り、4段目のステップに足を掛けたときに後支柱が折れて転倒し、腰を骨折した。 ○当該製品は会社(主に造園業)が2003年に購入、複数人が業務用として約10年にわたり使用していた。 ○後支柱は、補強材取付部周辺で昇降面側から見て左方向へ折損しており、破断部には右側から左方向へ向かって亀裂が進展した痕跡が認められた。 ○破断面右側の起点部にはネッキングが見られ、最終破断部には圧縮の力が加わったことによると見られる変形としわ模様が認められた。 ○破断面は、かなりの部分にわたって擦られた痕があり、最終破断に至るまでにクラックが徐々に進行していた様相を呈していた。 ○後支柱の肉厚と寸法は設計値通りで、硬さ(引っ張り強度代用値)にも異常は認められなかった。 ○類型品の三脚脚立を転倒させた状態で、昇降面に70kgのタックルマットを落下させると、後支柱が当該製品と同じ場所で破断することが確認された。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、後支柱の肉厚、寸法、硬さは設計図面を満足していたことから、事故以前に後支柱に大きな力が加わって一部が延性破壊し、クラックが入った状態で使用を続けることで破断が進行し、最後に残った部分が変形を伴いながら破断したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
67	A201300521 平成25年10月11日(東京都) 平成25年11月6日	液晶テレビ	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は、背面の樹脂製カバーが一部溶融しており、穴が開いていた。 ○当該製品内部を確認したところ、部品等にススが付着していたが、変形や破損など出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品に電源を投入し、作動確認を行ったところ、映像、音声及び操作など正常に作動した。 ○電源コードに損傷などの異常はなく、出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
68	A201300545 平成25年11月2日(鳥取県) 平成25年11月15日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用後、 異臭と異音が生じたため 確認すると、当該製品 の電源コード及び周辺 を焼損する火災が発生 していた。	○当該製品の本体、電源コードに焼損は認められなかったが、電源プラグは3口コーナータップに半挿し状態で、プラグボディの一部が焼損していた。 ○X線観察をしたところ、3口コーナータップに挿入された電源プラグの栓刃はコンセント刃受けと十分に接触していなかった。また、プラグ内部樹脂の電源線間に炭化によるものとみられる空隙が認められた。 ○電源プラグボディ内部でプラグの栓刃と芯線の接続部分に断線等の異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグを3口コーナータップに十分に差し込まず使用を継続したため、電源プラグの栓刃とコンセント刃受けの接触箇所を通電過熱により接触抵抗が増大し発熱し、電源プラグボディ内部で樹脂の炭化が進み、最終的にプラグ内部の電源線間で短絡し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「電源プラグは根元まで確実に差し込む」旨、記載されている。	
69	A201300559 平成25年11月8日(岡山県) 平成25年11月22日	布団乾燥機	(火災) 施設で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺 が焼損する火災が発生 した。	○当該製品の焼損は電源プラグ部のみであり、電源コードを取り換えたところ当該製品は正常に運転した。 ○電源プラグ内部は、プラグの栓刃と芯線のカシメ部根元付近で電源コードの片側の芯線が断線し、断線部の芯線は溶融していた。 ○電源プラグのブッシング部付近で電源コード芯線に捻れと半断線が認められた。 ●当該製品の電源プラグブッシング部の電源コードの芯線に捻れと半断線が認められたことから、電源プラグ部に過度な屈曲が加わったため、電源プラグボディ内のカシメ部の芯線が断線し、スパークが生じ、プラグボディ樹脂を炭化させ出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コード・電源プラグを無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったり等しない」旨、記載されている。また、電源プラグ部は、電気用品安全法に基づく技術基準の折り曲げ試験に適合している。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
70	A201300573 平成25年10月24日(愛知県) 平成25年11月28日	電気湯沸器	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグは持ち手部分が焼損し、片側のコード芯線が断線していた。 ○断線部はコード芯線のカシメ端部で、断線部には溶融痕が認められた。 ○コード芯線の圧着状態に異常は認められなかった。 ○コードプロテクター部の両側コード芯線には、強く折り曲げられた痕が認められた。 ○栓刃に変形や接触不良の痕跡はなく、当該製品の本体やコンセント等に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源コードに過度な外力が加わったため、電源プラグ内部のコード芯線が半断線状態になり、スパークが生じたことにより発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「コードやプラグを無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしない。」「プラグを抜く時はコードを持たずに必ずプラグを持って引き抜く。」旨、記載されている。	
71	A201300578 平成25年11月7日(愛知県) 平成25年11月28日	電気衣類乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品は使用者が電源線を延長する改造を行っていた。 ○本体外部と内部の2箇所電源線の手燃り接続が行われていた。 ○本体内部の手燃り接続部分付近には溶融痕が生じ、手燃り接続部には接触不良の痕跡を示す亜酸化銅が認められた。 ○モーター、ヒーター、コンデンサー、制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を改造し、電源線を手燃り接続していたため、手燃り接続部で接触不良による異常発熱が発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「修理・改造を行わない。発火することがある」旨、記載されている。	
72	A201300601 平成25年11月20日(三重県) 平成25年12月5日	電子レンジ	(火災) 事務所で当該製品 及び周辺が焼損する 火災が発生した。	○当該製品は事故時に使用されていなかった。 ○当該製品は前面及び右側が焼損していたが、内部よりも外側の焼損が著しく、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の天板上に置かれていた樹脂トレーとトレー上のふきん、茶葉、灰皿等が焼損していたが、出火元の特定はできなかった。 ●当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
73	A201300619 平成25年11月19日(三重県) 平成25年12月12日	脚立(はしご兼用) (アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品に乗って作業中、転倒し、1名が負傷した。	○当該製品を脚立にして庭木剪定中、体重を移動した際に転倒した。 ○当該製品は昇降面片側の左右支柱が、下から2段目の踏ざん部から「く」の字に変形し、天板には横にあった物干し台支柱にぶつかった凹み跡が付いていた。 ○当該製品の支柱の寸法、肉厚、硬度に異常は認められなかった。 ○同等品はSG基準に規定する強度試験と安定性試験に適合していた。 ○同等品を斜めに倒して上部から支柱に衝撃を加えると、当該製品と同様に左右支柱が変形した。 ●当該製品の強度等に異常が認められないことから、使用者がバランスを崩し、転倒して斜めになった当該製品の上に落下し、支柱が変形したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体には、「左右方向転倒に注意」、取扱説明書には、「作業時に脚立の支柱から横に身体を乗り出すと転倒・転落のおそれがある」旨、記載されている。	
74	A201300637 平成25年11月13日(愛知県) 平成25年12月19日	換気扇(天井用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故発生時に使用されていなかった。 ○当該製品の配線カバーは内側よりも外側の方が焼けが強かった。 ○当該製品は樹脂部品が全て焼損していたが、内部配線に出火の痕跡はなく、電流ヒューズは溶断していなかった。 ○モーター内部は焼損していたが、巻線や内部基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○運転コンデンサー(保安機構付き)は焼損していたが、端子部に異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造期間から5年～7年と推定)
75	A201300660 平成25年12月17日(千葉県) 平成25年12月27日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源コードの途中の被覆が溶融し、ススが付着していた。 ○溶融部の2本の電線は片側芯線が断線・溶融し、もう一方の芯線には凹み跡が残っていた。 ○電源コードを交換すると当該製品は正常に作動した。 ●当該製品の電源コードに外力が加わったため、内部の電線が断線し、火花が発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には「電源コードを傷付けない。傷んだ場合はショート・発火の原因となるため使用しない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
76	A201300680 平成25年12月9日(愛知県) 平成26年1月14日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、 当該製品の前輪が ロックして転倒し、負 傷した。	○当該製品の前ホークが後方に変形し、前ホーク右内側に擦り傷が認められた。 ○前輪の右側スポーク3本が連続して変形しており、変形位置が前ホーク右内側の擦り傷の位置と同じであった。 ○前かごに荷物を入れていたか、ハンドルに荷物を引っ掛けていたかは不明であった。 ●当該製品で走行中、前輪と右ホークのすき間に何らかの異物が入り込んだため、前輪がロックして転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
77	A201300689 平成26年1月5日(愛知県) 平成26年1月15日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○1か月半前に当該製品の電源プラグを接続していたマルチタップ(3口)が焦げていた。 ○マルチタップが焦げた時、電源プラグも焦げていたが、マルチタップを延長コードに交換して継続使用していた。 ○電源プラグは内部が焼損し、2本の栓刃は根元で溶断していた。 ○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○マルチタップは廃棄されており確認できなかった。 ●当該製品の電源プラグに異常が生じていたが、そのままの状態継続使用したため、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定される。 なお、電源コードには、「コードや電源プラグが傷んでいるときは使用しない。」旨、記載されたラベルが付いている。	
78	A201300738 平成26年1月16日(北海道) 平成26年1月27日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、 天ぷら鍋から発火した。	○当該製品は、トッププレート表面に過熱痕が認められたが、本体内部には焼損等の異常は認められなかった。 ○使用されていた天ぷら鍋の鍋底中央と外周に油脂の炭化物の付着が認められた。 ○当該製品は、天ぷらモードや加熱調理モードの通常使用において正常に作動した。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が油を予熱したまま、その場を離れていた間に、鍋底に付着した油脂炭化物による温度センサーの検知遅れ等により、油が過熱して発火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「揚げ物調理中はそばを離れない、油煙が多く出たら電源を切る」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
79	A201300756 平成25年12月24日(静岡県) 平成26年1月30日	電気掃除機(充電式)	(火災) 美容室で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は外郭表面のみ焼損しており、内部の基板やバッテリー(ニッケル水素)等に出火の痕跡は認められなかった。 ○付属充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
80	A201300803 平成26年2月5日(埼玉県) 平成26年2月20日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が病院へ搬送され、死亡が確認された。	○当該製品(縦型ストーブ)は前面が著しく焼損し、前面ガード上側に焼損した繊維状の可燃物が付着していた。 ○台座は前面の一部が焼損し、転倒時OFFスイッチが押された状態で固着しており、当該製品は立った状態で焼損していた。 ○電源スイッチの状態は確認できなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、内部に出火の痕跡は認められないことから、前面ガードに可燃物が接触して着火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	